

FIM トライアル規則

2017 年版

作成日 2017 年3月8日

FIM トライアル規則

一般規約および条件	1
用語、略称及び定義	2
略称	2
1. FIM トライアル世界選手権及びプライズイベント	4
1. 2 FIM世界選手権及びプライズイベント	4
1. 3 イベント	5
1. 4 イベントのフォーマット	7
1. 5 FIM 選手権及びプライズの基準	8
2. エントリー、ライダーおよびチーム	11
2. 1 大会特別規則	11
2. 2 エントリーの受理	12
2. 3 ライダーライセンス	17
2. 4 ライダーの年齢	18
2. 5 エントリー料金	19
2. 6 登録アシスタント	19
2. 7 イベントへの不参加	20
2. 8 ライダーの服装	20
2. 9 ライダー/アシスタント/チームメンバー/ モーターサイクルピブ装着者のウェア	21
2. 10 ライダーの行動及び援助	22
2. 11 アシスタント及び援助	25
2. 12 マニファクチャラー、FIM トライアルチーム、 TDN チームマネージャー及びアシスタント	28
3. 車両、クラス及びその他仕様	32
3. 1 車両とカテゴリー	32
3. 2 ライダーのナンバー	33
4. オフィシャル及びその手順	35
4. 1 総論	35
4. 2 司法	36
4. 3 FIM ライセンスを所持するオフィシャル	36
4. 4 Trial GP ミーティング	36

4. 5	FIM 及び主催国協会 (FMNR) スチュワードパネル	37
4. 6	FIM スチュワード	38
4. 7	FIM スチュワードパネルミーティング	39
4. 8	レースディレクション	40
4. 9	FIM レースディレクター	42
4. 10	主催国協会 (FMNR) 競技監督	45
4. 11	セクションのための FIM テクニカルセクションアドバイザー (CTRS)	46
4. 12	レースディレクションミーティング	48
4. 13	決定の発行	49
4. 14	ミーティング議事録	50
4. 15	FIM パーマネントテクニカルデレゲート	50
4. 16	主催国協会 (FMNR) 車検長	51
4. 17	タイムキーパー	51
4. 18	環境スチュワード	52
4. 19	チーフセクションオブザーバー	53
4. 20	FMN 代表	53
4. 21	CTR (FIM トライアル委員会) 代表	54
5.	大会の運営	54
5. 1	Trial GP プレミーティング	54
5. 2	受付管理	55
5. 3	車検	56
5. 3. 1	代替え燃料	59
5. 3. 2	燃料補給	59
5. 4	プラクティス/ウォームアップ	59
5. 5	セクション下見	61
5. 6	チーフセクションオブザーバーとのブリーフィング	61
5. 7	ライダーとのブリーフィング	62
5. 8	サイン会	62
5. 9	プレゼンテーション (選手紹介)	63
5. 10	予選	63
5. 11	コース	66
5. 11. 1	距離	66
5. 11. 2	コースマーキング	67
5. 12	セクション	67

5. 12. 1	セクションのレベルと安全確保	69
5. 12. 2	セクションの数	69
5. 12. 3	セクションの修正またはキャンセル	70
5. 12. 4	セクションにおけるオブザーション	70
5. 12. 5	セクションコリドー	72
5. 12. 6	オブザーションエンクロージャー	72
5. 13	タイムコントロール及び持ち時間 (タイムアロウンス)	73
5. 13. 1	タイムコントロール	73
5. 13. 2	個人の持ち時間 (タイムアロウンス)	73
5. 14	大会からの離脱	75
5. 15	スタートの間隔	75
5. 16	競技スタートの順	76
5. 17	ペナルティーポイント	77
5. 17. 1	タイムコントロールにおけるペナルティーポイント	77
5. 17. 2	フォルトに関するペナルティーポイント	78
5. 17. 2. 1	セクションエリア内におけるフォルト に関するペナルティーポイント	78
5. 17. 2. 2	トライ中におけるセクション内でのフォルト に関するペナルティー	79
5. 18	イエローカード	81
5. 19	失格	82
5. 20	ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャー に対する金銭的ペナルティー	84
5. 21	ビブ装着者に対するペナルティー	85
5. 22	イベント終了前での中止	86
5. 23	スコアシステム	86
5. 24	競技結果	88
5. 25	タイ	90
5. 25. 1	予選終了時点でのタイ	90
5. 25. 2	競技終了時点でのタイ	90
5. 25. 3	大会終了時点でのタイ	91
5. 26	賞	91
5. 27	競技結果に対するポイント	92
5. 28	最終選手権順位	92
5. 29	表彰式、および一般向けインタビュー	92
5. 30	抗議及び控訴	93

基準大会特別規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

基準タイムスケジュール

ヨーロッパにおける大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

ヨーロッパ以外における大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

一般規約および条件

FIM トライアル世界選手権に参加するすべてのライダー、チーム関係者、オフィシャル、主催者及び関係者全ては、自ら、および自らの雇用人、代理人に、下記の規則の条項を遵守させる義務がある：

1. FIM スポーツ規則
2. FIM トライアル規則
3. FIM トライアル技術規則
4. FIM 規律及び裁定規定
5. FIM 環境コード
6. FIM メディカルコード
7. FIM アンチドーピングコード
8. FIM 年鑑
9. FIM オーガナイザーマニュアル
10. FIM 倫理規定

~~上記は随時補足および改訂される。(上記を総称してFIM規則と称する)~~

このような規則は、さまざまな言語に翻訳される可能性があるが、解釈に関して論議が生じた場合には、公式の英語版規則が優先される。

自らのエントリーに関係する人物全員に、規則の条件を保守させるのがチームの責任である。規則を遵守することは、ライダー、あるいはイベントにマシンを出場させる他の者とチームの合同かつ個別の責任である。

エントリーしているマシンと何らかの形で関係する者、あるいはパドック、ピット、ピットレーン、またはコースにいる者は、全員がイベントの間、常時適切なパスを身に着けていなくてはならない。

責任あるオフィシャルによって、FIM 規則に反する行為に関する判断、スポーツマンらしからぬ言動やスポーツ全般的または当該大会自体の利益を損なうと判断される場合、規律及び裁定規定に規定されている罰則の対象となる。

上記規則は下記にて入手可能である

<http://www.fim-live.com>

用語、略称及び定義

略称

TDN：	トライアル・デ・ナシオン
WTDN：	ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
WTWC：	ウィメンズトライアル世界選手権

アシスタント： ライダー援助の為にコース内のライダーに追従し、規則に明記された事例時に安全を図るライセンスを所持する人物

クローズトサーキット： ライダーが完全なコース（パドックから全セクション間の往復）またはテストエリアに公道を使用せず（地元警察や行政によって一般公道を閉鎖されていない場合）に到達できる会場を表す。

コンペティション（競技会）： 1日または2日の競技会の活動

イベント（大会）： 1日または2日に亘る予選及び1日または2日間の競技会全ての活動を表す。

架空のライン： 各カテゴリーのゲートの両側、セクションスタート及びセクションエンドを表す2つのサインの間にある想像上のライン

不可抗力： 外的要因及び遂行しなければならない義務を果たすことが不可能となる予測かつ克服不可能な出来事

ゲート： 同じ仕様の2つ横に並んだサイン（スタート及びエンド）、または同じ色の2つのアローの間でそれぞれ反対側に配置され、ライダーはその間をとらなければならない。

ゲートの通過： ホイールのトラックがゲート間の仮想ラインを通過すること

ブラクティス：	事前にタイムテーブルに設定され、競技会前にライダーにマシンのテスト及びセットアップまたはブラクティスエリアの自然の地形に慣れるために与えられる時間
プロモーター：	FIM 選手権及び/またはプライズイベントに関する運営面及び/またはコマーシャル権を所持する契約代理人
予選（クオリフィケーション）：	競技初日前日に行われる行為。予選はクラス毎に行われ、ペナルティーポイント及び時間は、スタート順に関してのみ適用される。
軌跡のリトレース：	車両のホイールがその軌跡を横切るか、完全なループ後に他方のホイールの軌跡を横切ること。
事実の証明：	スポーツ規則違反が当該大会のオフィシャルによって認められた場合、事実の証明がなされたこととされる。事実の証明は、規則に罰則が明記された違反の事実に基づく客観的に確認された事実からなるものである。
ホイールの軌跡：	視認出来る出来ないに関わらず、また地面に設置しているいないに関わらずホイールのおおる軌跡
セクション下見：	特定条件下において、資格のある人物が競技会初日の前日にコース及びセクション内に入ることを許されること。ライダーのみがセクション内に立ち入ることが認められる。
ウォームアップ	ライダーが競技スタートする前にウォームアップエリアにおいて自分自信及びマシンのウォームアップとして与えられる時間
カテゴリー	FIM 世界選手権及びプライズにおける異なったレベルを表す。

1. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベント

1. 1 トライアルの定義

1. トライアルとは、競技結果に基づきライダーの技量及び規則性を競うものである。
2. セクションはコース内に含まれ、一部または全部において時間を設定され、ライダーの技量といかに障害を乗り越えるかを観察され、評価される場所である。各ライダーの目標はいかに少ないペナルティーとするかとされる。
3. コースにはクロスカントリー（生活道路、小路、山道等）が含まれる場合がある。

1. 2 FIM世界選手権及びプライズイベント

1. 毎年、FIMはFIMトライアル世界選手権及びプライズイベントを開催する。
2. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベントは、FIM規則、スポーツコード第30章「FIM世界選手権及びプライズイベント」に準拠して開催される。
3. FIMトライアル世界選手権またはFIMプライズとされるイベントは全ての広告、大会に関連する全ての書類、大会名に明記されていなければならない。

1. 2への追記

1. 2 TrialGP-FIMトライアルGP世界選手権

4. ライダーのためのFIMトライアル世界選手権 TrialGP 及び Trial 2 とする。
 - a) FIM トライアル世界選手権
 - b) FIM トライアル2世界選手権
 - c) トライアルマニュファクチャラーのためのFIM 世界選手権
5. FIMトライアルマニュファクチャラー世界選手権として成績を得るには、当該年のTrialGP カテゴリーでポイントを獲得しなければならない。事項 ~~5.245.25~~ 参照。

1. 2 WTWC -FIMウィメンズトライアル世界選手権

6. 女性ライダーのためのFIMウィメンズトライアル世界選手権とする。
~~として予定される大会数は最低2戦、最大5戦とする。~~
7. これらイベントはトライアル世界選手権に併催されるか、別で開催される。

1. 2 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

8. トライアル・デ・ナシオンは、各国協会により選抜された男性チームによる世界選手権とする。

1. 2 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

9. 各国協会により選抜された女性チームによる世界選手権とする。

1. 2 Trial2-FIMトライアル2ワールドカップ

10. 女性ライダーのための個人FIMトライアルワールドカップとする。
11. これらイベントはトライアル世界選手権に併催される。異なるセクションのマーキングが含まれる。

1. 2 Trial125-FIMカップ

12. これらイベントはトライアル世界選手権に併催される。
~~異なるセクションのマーキングが含まれる。~~

1. 2 TDN-IT-FIMトライアル・デ・ナシオン-インターナショナルトロフィー

13. 国別インターナショナルトロフィーとは、男性チームのためのFIMプライズとする。
14. トライアル・デ・ナシオン大会に併催される。
15. 異なるセクションのマーキングが含まれる。

1. 2 Trial E-FIMトライアルEカップ

16. FIMトライアル世界選手権イベントに1戦のみ併催される。
17. 使用するセクションはTrial 125と同じとする。
18. 電動エンジンを搭載している車両のみが使用されることが認められる。

1. 3 イベント

1. FIMトライアル世界選手権及びプライズはカレンダー申請されなければならない。

2. これらイベントはFIMによって承認されたFIM規則に準拠した（FIMトリアルオーガナイザー基準）サーキットで開催されなければならない。
3. 会場は、オーガナイザーイベントマニュアルに明記された要件に従って、主催国協会代表とともにCTRメンバーまたは専門家によって査察され、公認されなければならない。
4. 如何なるイベントも、オーガナイザーが必要とされる法的許可を得るまでは開催する事が出来ない。
5. オーガナイザーは、**FIM 並びにプロモーターの協力の元**、イベントの安全、円滑かつ効率的な運営のための設備及び人員を提供する責任を有する。
6. 第三者保険は、**スポーツコード事項 110.1. 2 に準拠していなければならない。**
FIM 世界選手権及びプライズイベントは契約 FIM プロモーターとのパートナーシップによって開催される。
~~の有効期限は大会開始 2 日前から大会終了 2 日後までとする。~~
7. 大会の開始は予定された**セクション査察及びその後**に続く車検及び受付業務時点
で始まり、以下が完了した時点で終了とされる。
 - a) レースディレクションにより最終結果が承認された時点
 - b) 抗議・控訴等全ての提出時間が経過した時点； 及び
 - c) 車検、スポーツ及びアンチドーピングコントロールが完了した時点
8. 抗議が提出された場合、レースディレクションによる裁定が下るまで正式結果とはならない。
9. レースディレクションの裁定に対する控訴が提出された場合、FIM スチュワードパネルの裁定が下るまで正式結果とはならない。
10. 全てのオフィシャル、マーシャル、メディカルスタッフは、抗議・控訴時間の終了時点までレースディレクション及び/またはFIM スチュワードパネルに対して協力するために会場に残っていなければならない。

1. 4 イベントのフォーマット

1. FIMトライアル世界選手権及びFIMプライズの対象となるイベントには下記が含まれる。
 - 競技会前日の車検及び受付
 - 競技会初日の前日に設けられるプラクティス及びセクション下見
 - 1日または2日間独立して開催され、選手権ポイント及び賞典も別に与えられる。
 - 表彰式も各日開催される。

~~2. FIM/CTRは2016年度FIM世界選手権及びプライズイベントのパークフェルメ設定に関する権利を有する。~~

~~この場合、パークフェルメを含む全ての情報に関するフォーマットが大会特別規則に明記されていなければならない。~~

~~3. ウィメンズカテゴリーの場合、イベントはクローズドサーキットで開催されなければならない。~~

~~4. 注意：Trial125カテゴリーにおいて、クローズドサーキットで開催されない場合は、事項3.1モーターサイクル及びカテゴリーを準拠していないライダーは受け付けることが認められない。~~

1. 4への追記

1. 4 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

2. トライアル・デ・ナシオンの対象となるイベントには以下が含まれる。
 - 開会式（通常TDN開催週の金曜日の19時）
 - 競技会前日の受付及び車検、そしてその後続くプラクティス及びセクション下見
 - TDN開催週の土曜日のチーム競技
 - FIMトライアル・デ・ナシオン及びFIMインターナショナルトロフィー・オブ・ネーションズの表彰式

1. 4 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. ウィメンズトライアル・デ・ナシオンの対象となるイベントには下記が含まれる。
 - 開会式（通常TDN開催週の金曜日19時）
 - 大会特別規則に準拠した競技会前日（金曜日）または土曜日の受付及び車検、そしてその後続くプラクティス及びセクション下見
 - TDN開催週の土曜日のチーム競技
 - FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオンの表彰式

1. 5 FIM 選手権及びプライズの基準

1. FIM世界選手権として開催される全てのイベントが考慮される。
2. FIM世界選手権またはFIMプライズの順位は全ての抗議時間を経過し、提出された抗議に裁定が下り、また、法廷等の最終決定が下るまで最終順位とはされない。
3. 選手権として有効となるためには、最低予定された大会数の半分+1 戦が開催され、承認されなければならない。
4. 全てのFIM世界チャンピオンはFIM表彰式典に出席しなければならない。

1. 5への追記

1. 5 TrialGP-FIMトライアル世界選手権

5. ~~FIM TrialGPにおいて、~~FIM世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

1. 5 Trial2 -FIMトライアル2世界選手権

6. FIM トライアル2世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

1. 5 FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権

7. FIM マニファクチャラーの世界選手権ポイントは、TrialGP 及び Trial2 にライダーを指名したFIMライセンスを所持するFIM マニファクチャラーの2台のみ対象とされる。指名したライダーが、トライアル世界選手権の各大会において獲得した最も良い成績を残したFIM マニファクチャラーに最終的な順位が最終順位とされる与えられる。
8. FIM マニファクチャラーの世界選手権ポイントに関して同点が生じた場合、ライダーチャンピオンを決定するためのものと同じ条件が適用される。
9. ライダーが異なるマニファクチャラーのマシンで参加した場合、最も多くポイントを獲得したマシンメーカーが最終ランキングに掲載される。しかし、FIM マニファクチャラー選手権ポイントの計算方法は変更されない。

1. 5 Trial125-FIMトライアル125カップ

- 10 FIM Trial125 カップにおいては、完走や出場した回数に関係なく、FIM Trial125 ワールドカップにおいて最もポイントを獲得したライダーが勝者となる。

~~各FIM世界選手権のポイントが加算され、2戦及びクローズドサーキット以外で開催された大会が減算され、その上で最もポイントの多いライダーが勝者となる。完走や出場した回数は考慮されないこととする。~~

11. 125ccカテゴリーは、クローズドサーキットで開催されなければならない。

~~例えば、ライダーが参加できる、または参加した、終了した選手権または競技会個々について~~

- ~~— すべての大会がクローズドサーキットで開催の場合、最も良い成績から2戦減算~~
- ~~— 2戦がクローズドサーキットでなかった場合、全競技会数から4戦減算~~
- ~~— 3戦がクローズドサーキットでなかった場合、全競技会から5戦減算~~

1. 5 WTWC-FIMウィメンズトライアル世界選手権

12. FIM TrialGP ウィメンズ世界選手権においては、完走や出場した回数に関係なく、FIM TrialGP ウィメンズ世界選手権において最もポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

~~FIMウィメンズトライアル世界選手権においては、各FIM世界選手権のポイントが加算され、1戦が減算され、その上で最もポイントの多いライダーが勝者となる。完走や出場した回数は考慮されないこととする。~~

13. ウィメンズカテゴリーは、クローズドサーキットで開催されなければならない。

1. 5 Trial2 Women-FIMウィメンズTrial2ワールドカップ

14. FIMウィメンズ Trial2 ワールドカップにおいては、完走や出場した回数に関係なく、FIMウィメンズ Trial2ワールドカップにおいて最もポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

15. ウィメンズカテゴリーは、クローズドサーキットで開催されなければならない。

1. 5 TDN/WTDN/TDN-IT – FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメン ストライアル・デ・ナシオン/TDN-インターナショナルトロフィー

16. これら選手権は1日開催のみとし、同日もしくは別の日に開催される。
17. 各国協会（FMN）のみがチームライダーを選抜できる。
18. チームは3名のライダーで構成される。
19. 事項2.2 「TDN への追記」に基づき、2名のライダーで構成するチームも認められる。
20. 成績を得るためには、最低2名のライダーが競技を終了しなければならない。

~~3名のライダーがレースを終了した時点で、各セクションにおける成績上位2つだけが考慮される。~~

~~もしチームが2名のライダーで構成されている場合、各セクションのリザルトが考慮される。~~

21. チームのメンバーは、その国のパスポートを所持するとともに、その国の発行するライセンスを所持していなければならない。

1. 5 Trial-E-FIM トライアル-E カップ

12. FIM Trial-E カップにおいて最もポイントを獲得したライダーが、FIM トライアル-E カップの優勝者となる。

~~1. 6 サポートレース~~

~~1. FIM トライアル世界選手権および/またはプライズの期間中、インターナショナルクラスが特定条件の元、開催される。このカテゴリーはインターナショナルにもナショナル選手権にも該当しない。~~

~~2. 大会の優先権は常に FIM トライアル世界選手権および/またはプライズイベントプログラムにある。~~

~~3. 必要に応じて、レースディレクションは、インターナショナルクラスのタイムスケジュールを変更またはキャンセルすることができる。~~

~~4. FIM ウィメンズストライアル世界選手権（WTCT）の開催されない大会のオーガナイザーは、CTR（FIM トライアル委員会）に対し、特定レベルのウィメンズインターナショナルクラスの開催を要請することができる。CTR は本件の可否に関する~~

~~る権限を有する。~~

~~5. このクラスは、インターナショナルにもナショナル選手権にも該当しない。~~

~~1. 6△の追記~~

~~1. 6 ○クラスカテゴリー~~

~~6. トライアル世界選手権および、またはブライズイベントにおいて、特定条件の元、電動トライアルモーターサイクルによる○クラスカテゴリーを開催することができる。このカテゴリーはインターナショナルにもナショナル選手権にも該当しない。~~

~~7. 条件は、インターナショナルクラスと同等とする。~~

~~8. 大会の優先権は常に FIM トライアル世界選手権および/またはブライズイベントプログラムにある。しかし、○クラスはインターナショナルクラスより優先権がある。~~

2. エントリー、ライダーおよびチーム

2. 1 大会特別規則

1. 大会特別規則（SR）にはスポーツコード、附則に付随する全ての追加規則並びに環境、メディカルおよびアンチドーピングおよび特にイベントに関連する条項が含まれていなければならない。いかなる場合も FIM 規則を変更するものであってはならない。
2. 大会特別規則は、FIM/CTR の設定した基準に準拠して書かれていなければならない。
3. 大会特別規則は、FIM の2つの公式言語で書かれ、主催国協会（FMNR）および FIM の承認を受けていなければならない。
4. 大会の最低 2 ヶ月前までにエレクトロニック暫定版コピーが FIM の承認を受けるために FIM 執行事務局に送付されなければならない。FIM チーフスチュワードおよび FIM レースディレクターによって承認されなければならない。
5. FIM の承認後、主催国協会およびオーガナイザーは、大会特別規則を関連ウェブサイトに掲載しなければならない。FIM ウェブサイトは www.fin-live.com
6. 大会時、大会特別規則はレースディレクション並びに FIM スチュワードパネルの承認を受けなければならない。

- 7 FIM または主催国協会によって承認された以降、またエントリー開始以降は、大会特別規則の変更はなされてはならない。
- 8 しかし、特例的な状況の場合、大会特別規則の改定が認められる場合がある。
- 9 大会特別規則の改定は FIM またはレースディレクションおよび FIM スチュワードパネルによって承認されなければならない、その後、該当する者に配布される。

2. 2 エントリーの受理

1. **ライダーは、1つのカテゴリーにのみエントリーすることができる。**
~~ライダーは大会の2か月前に開始され、大会の15日前に締め切られる。~~
2. ~~全てのイベントはライダーは FIM 世界選手権の対象となる各イベント、またはすべてのイベント(年間契約ライダー)の一つのクラスにのみ出場することができる。~~
3. 世界選手権またはプライズにエントリーするためにライダーは下記を必要とされる。
 - a) **ライダーセクション基準を完全に記載しなければならない。**
 - b) 適切な FIM トライアル世界選手権またはプライズイベントライセンス所持者
(事項 2.4 ライダーの年齢参照)
 - c) 各国協会の承認を得ていること
 - d) 大会のエントリー締め切りまでにエントリーしていること
 - e) トライアル規則及びその他 FIM コード及び規則に準拠すること
4. **エントリーの締め切りは、選手権の数か月前までに発表される。**
注：意味不明なため F I M に確認中
5. 全てのエントリーは www.trialgp-registration.com を介して行われなければならない。
~~すべてのエントリーは、当該ライダーの所属する協会から、公式参加申込書を用いて FIM 執行事務局に提出される。この公式参加申込書には、当該協会の承認スタ~~

~~ンプが押される。~~

- ~~5 ライダーは、参加受付の際に個々のエントリー用紙に署名を求められることもある。~~
- 6 各大会ともに、エントリー締め切り後 72 時間以内にエントリーライダーのリストが公表される。
- ~~7 FIM 事務局はエントリーしたライダーのリストを発表する。~~
- ~~8 ライダーは、シーズン中、幾つかのクラスに参加することができるが、大会毎には 1 クラスのみとする。~~
- ~~9 締切日までにエントリーを受け付けることが出来なかった場合、FIM レースディレクターは、如何なる状況下でもライセンスが完全で、かつ、彼の所属する FIMN からの出走許可があることを確認しなければならない。このような場合、FIM レースディレクターの決定が最終のものとされる。~~
- ~~10 エントリー締め切り後にエントリーしたライダー及びアシスタントのエントリー料は 100% 加算される。~~
- 7 一度エントリーした内容は、FIM/プロモーターに要望が主催国協会競技監督及びレースディレクターにその理由を付して書面で提出され許可がなければならぬ。変更することはできない。双方の同意があって初めて変更が認められる。
- 8 ライダーは各大会一つのクラスでのみ競技することが出来る。ライダーのクラス変更は、FIM/プロモーターに要望を提出しなければならない。双方の同意があった場合、1 クラス変更が認められる。
~~2 日間開催の競技会の場合で、1 日目に病気またはその他不可抗力により理由から競技に参加することのできないライダーは、レースディレクションの許可により 2 日目にスタートすることが認められる。~~

2.2 の追記

ライダーセレクション基準は下記のとおりとする。

2.2 TrialGP-FIM トライアル世界選手権

- 9 TrialGP は各大会最大 20 名まで、または FIM/プロモーターの定める数とする。
- 10 前シーズンの TrialGP の上位 10 名が選手権に年間エントリーする場合、彼らは事前選抜される。

- 1 1 前年の Trial2 の優勝者が選手権の年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 1 2 FIM/プロモーターにより選抜されたライダーで、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 1 3 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial2-FIMTrial2 世界選手権

- 1 4 Trial2 クラスは、各大会最大 35 名または FIM/プロモーターが定める数のエントリーが認められる。
- 1 5 前年の Trial2 における上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 1 6 Trial125 の前年の優勝者が年間エントリーする場合、事前選抜される。
- 1 7 前年の TrialGP でのポイント獲得者で、TrialGP の事前選抜ライダーに含まれていない場合ライダーが年間エントリーする場合は事前選抜される。
- 1 8 TrialGP 事前選抜ライダーが FIM/プロモーターに要望し受理された場合で、年間エントリーする場合は、事前選抜される。
- 1 9 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。
- 2 0 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial 125-FIMTrial 125 ワールドカップ

- 2 1 Trial 125 クラスは、各大会最大 25 名のエントリーが認められる。
- 2 2 前年の Trial 125 における上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 2 3 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。

24 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial GP Women-FIM ウィメンズトライアル世界選手権

25 Trial GP ウィメンズは、各大会最大 20 名または FIM/プロモーターの定める数のエントリーが認められる。

26 前年の FIM ウィメンズトライアル世界選手権における上位 10 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。

27 2018 年より、前年の Trial2 ウィメンズの勝者が年間エントリーをする場合、事前選抜される。

28 FIM/プロモーターにより選抜されたライダーで、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。

29 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial 2 ウィメン-FIM ウィメンズ Trial 2 ワールドカップ

30 Trial2 ウィメンは、各大会最大 35 名または FIM/プロモーターの定める数のエントリーが認められる。

31 2016 年 FIM ウィメンズトライアル世界選手権参加者で年間エントリーをする場合、事前選抜される。もし、35 台を超えた場合、FIM/プロモーターがライダーを決定する。

32 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。

33 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial-E - FIM トライアル E カップ

34 大会が最低 5 台のエントリーとするため、エントリーは遅くとも大会の 60 日前までに行なわれなければならない。

35 FIM/プロモーターが、最大エントリー数を決定する。

2.2 TDN – FIMトライアル・デ・ナシオン

- 36 エントリーの手順は、大会の2か月前に始まり、30日前に締め切られる。
- 37 エントリーは、当該ライダーの所属する協会から www.trialgp-registration.com に規定されているオンラインエントリー用紙を公式参加申込書を用いて FIM 執行事務局に提出されなければならない。~~この公式参加申込書には、当該協会の承認スタンプが押される。~~
- 38 各国協会は、世界選手権またはインターナショナルトロフィーに男性による1つのナショナルチームと女性による1つのチームをエントリーすることが得きる。
- 39 各チームライダーは3名で構成される。
- 40 ライダー2名によるチームも参加することはできるが、ライダーの少ない理由とともに CTR および/またはレースディレクションおよび/または FIM スチュワードパネルの承認を必要とされる。そのようなチームの順位は事項 5.25 に準拠する。
- 41 いかなる場合も1名のライダーによるチームは認められない。
- 42 各国協会のみがライダーを選考することができる。
- 43 FIM 執行事務局がエントリーチーム/ライダーのリストを発行する。
- 44 ライダーの変更は、レースディレクションによってのみ認められる。

~~2.2 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン~~

- ~~2.2 CTRはインターナショナルチームNo.1、No2、No3を受理することができる。それは2~3名の異なる国籍のライダーで構成される。CTRはまたFIM1、FIM2、FIM3等とされるFIMチームを受理することができる。そのチームは2~3名の同一国籍のライダーで構成され、すでにエントリーしている国のカラーを使用することはできない。インターナショナルチームおよびFIMチームは、各国代表チームとは別に順位付けされ、いかなる選手権または公式結果にもカウントされない。~~

~~2.2 インターナショナルクラス~~

- ~~2.3 インターナショナルクラスおよびウィメンインターナショナルクラスは、CTR、FIMレースディレクターまたはFIMチーフスチュワードは、その権限の元、エントリー締め切り日以降72時間は、そのエントリーを受け付けるか、拒否するかと~~

~~いう権限を有する。ライダーの氏名が、インターネットサイト www.trialonline.org 上のカレンダーにあるプレエントリーリストに掲載された時点でエントリーが確定したものとみなされる。~~

~~2.4 それ以降にエントリーしたライダーは継続する拒否権について理解していなければならない。~~

~~2.5 インターナショナルクラスまたはウイメンズインターナショナルクラスカテゴリーに参加するライダーは、~~

~~a) エントリーは、当該ライダーの所属する協会から、公式参加申込書を用いて FIM 執行事務局に提出される。~~

~~b) CTR、FIM レースディレクターまたは FIM チーフスチュワードが、事項 2.2 に明記されているとおり、エントリーを受け付けるか、一部またはすべて拒否するかというライダーからの要望を拒否する権限を有していることを理解していなければならない。~~

~~c) FIM 世界選手権および FIM プライズイベントの円滑な運営が最優先されることを理解していなければならない。~~

~~f) セクションではグリーンアロー（インターナショナルクラス）、ピンク（ウイメンズインターナショナルクラス）で示されたカテゴリーへの参加となる。~~

~~g) ウイメンズインターナショナルクラスには女性のみ参加が認められる。~~

~~2.6 最低 3 名のライダーで構成されたチームのみが大会の順位を得られ、オーガナイザーの同意があれば、FIM 世界選手権、カップおよびプライズとは別に設けられる表彰式に参加することができる。~~

~~2.2 e-クラスカテゴリー~~

~~2.7 インターナショナルクラスと同様の条件とされるが、エントリーに関して CTR、レースディレクターまたは FIM スチュワードの拒否権に対する優先権は e-クラスにあるものとする。~~

2.3 ライダーライセンス

1. ライダーは、FIM 方針に準拠し、FIM トライアル世界選手権に出場する場合には有効な FIM トライアル世界選手権ライセンス、また FIM トライアルワールドカップまたは FIM 125^{cc} トライアルカップまたは WTCT に出場する場合は、世界選手権ライセンスまたは世界及び 125^{cc} ライセンスを所持するものとする。
2. インターナショナルクラスおよび e-クラスにおいては、ライダーの所属する FMN が発行するこの大会に有効な FIM インターナショナルライセンスとする。

2. 4 ライダーの年齢

1. FIM トライアル世界選手権および FIM プライズイベントに参加する全てのライダーは、当該大会受付時に、下記年齢に達していなければならない。
~~最低14歳以上でなければならない。~~
2. FIM トライアル世界選手権ライセンスは下記に記す最低年齢に達した時点で発行される。
 - a) FIM トライアル世界選手権、TrialGP/trial2： 16 歳
 - b) FIM ウィメンズトライアル世界選手権、TrialGP ウィメン： 14 歳
 - c) FIM ウィメンズトライアル2ワールドカップ： 14 歳
 - d) FIM トライアル 125 カップ： 14 歳から 18 歳
 - e) FIM トライアル・デ・ナシオン：世界選手権 16 歳
 - f) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン： 14 歳
 - g) FIM トライアル・デ・ナシオン：インターナショナルトロフィー 14 歳
 - h) FIM トライアル-E カップ： 14 歳
3. 最低年齢の基準はライダーの誕生日とし、最高年齢は、当該ライダーが最高年齢に達する年の年末までとする。
4. ライダーの参加は、事項 3.1- モーターサイクルとカテゴリーに準拠することが条件とされる。

2. 4の追記

2. 4 TDN-FIM トライアル・デ・ナシオン

- ~~5. 世界選手権およびインターナショナルクラス：14 歳、事項 3.1- モーターサイクルとカテゴリーを準拠~~

2. 4 WTDN-FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- ~~6. 世界選手権：14 歳~~

2. 4 インターナショナルクラス

- ~~7. インターナショナルクラスのライダーの最低年齢は16 歳とし、事項 3.1- モーターサイクルとカテゴリーを準拠する。~~

2. 4 e-クラスカテゴリー

- ~~8. インターナショナルクラスのライダーの最低年齢は14 歳とし、モーターサイクルとカテゴリーを準拠する。~~

2. 5 エントリー料金

全てのエントリー料金は、オンラインエントリーシステム www.trialgp-registration.com 内に記載される。

~~エントリー締め切り後にエントリーしたライダー及びアシスタントのエントリー料は100%加算される。~~

~~ライダー 1日開催 50ユーロ~~

~~2日開催 80ユーロ~~

~~アシスタント 1日開催 45ユーロ~~

~~2日開催 70ユーロ~~

~~FIMトライアルチームマネージャー 1日開催 45ユーロ~~

~~2日開催 70ユーロ~~

~~マニョファクチャラー、チームマネージャー 無料~~

~~各国協会代表 無料~~

2. 5の追記

2. 5 TDN及びWTDN

~~男性チーム: 150ユーロ 女性チーム: 150ユーロ~~

~~アシスタント 毎日 45ユーロ~~

~~チームマネージャー: 毎日 45ユーロ~~

~~各国協会代表 無料~~

2. 6 登録アシスタント

1. 各ライダーは、~~安全上の理由から~~1名のアシスタントを同行することができる。
2. トライアルアシスタントは最低18歳以上とし、適切なFIMトライアルアシスタント、FIMトライアル世界選手権、FIMトライアルプライズまたはFIM国際ショナルライセンス所持者でなければならない。自国開催の場合、自国のトライアルライセンスが有効とされる。

2. 6の追記

2. 6 TDN&WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン及びFIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. 各国協会には、最大2名までのアシスタントが認められる。このアシスタントは男性及び女性チームで同一でなければならない。負傷またはその他不可抗力の場合、レースディレクションは~~TDN女性(主曜開催)とFIMTDN男性(日曜開催)~~でのアシスタントの変更を認めることができる。

2. 7 イベントへの不参加

1. FIM トライアル世界選手権イベントにエントリーしたライダーまたは参加できないライダーはFIM 規則の規制対象となる。
2. 当該ライダーの協会は、FIM 及び欠場する大会のオーガナイザーにイベントのスタート24時間前までに連絡しなくてはならない。また、受理しがたい理由の場合、**5.20に記載される金銭ペナルティーの対象とされる。**
~~FIMによって罰金100ユーロが科される。~~
3. FIM、プロモーター及びオーガナイザーに対し、大会スタートの最低24時間前までに連絡しなかったまたは納得いく理由でない1大会ライダーの所属FMNには**事項 5.20 金銭ペナルティーの元ペナルティーの対象とされる。**
4. イベント会場にいるものの~~予選プラクティス~~及び/またはレース及び/または大会会場から立ち去る場合、レースディレクションに不参加の理由を報告しなければならない。不参加の理由が納得のいくものでない場合、当該ライダーには**事項 5.20 金銭ペナルティーに基づくペナルティーの対象とされる。**
4. レースディレクションの報告書を受けて、FIM事務局長は当該ライダーの所属協会に不出場の理由を尋ねる書面を送付する。回答は遅くとも15日以内に送られ、ペナルティーに関する決定が出される。**金銭ペナルティー（事項 5.20）を科されたライダーにはそのペナルティーが確定する。**

2. 8 ライダーの服装

1. 適切な保護を得るためのウェアの選択は各ライダーの責任による。
2. ウェアは義務とし、FIM 技術規則及び FIM トライアル規則に準拠していなければならない。
3. 以下は含まれるが制限はされない。
ヘルメット、ブーツ、グローブ、ワンピーススーツやロングスリーブ、ロングパンツ等のプロテクティブウェア
4. コース上、プラクティス、ウォームアップ、セクション内及びマシンに乗車している時は常に着用していなければならない

5. ヘルメットは、FIM 規則に規定されている国際規格のどれか一つのマークがなければならぬ。
6. FIM 規則に準拠したチェスト（胸部）及びバックプロテクションは推奨とされる。
7. 肘、膝のプロテクションも推奨される。
8. コース上で乗車する際は、アイプロテクションが推奨される。
9. FIM 公認製品であっても、その製品自体およびマニファクチャラーを保障するものではない。
- 10 ライダーは、デザイングラフィックガイドラインに従って FIM 選手権ロゴをウェアにプリントすることができる。

2. 8の追記

2. 8 TDN-トライアル・デ・ナシオン

~~a) ヘルメット~~

- 1.1 同じチームに所属するライダーは全員同じカラーのヘルメットでなければならず、総合的なカラースキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。

2. 9 ライダー/アシスタント/チームメンバー/モーターサイクルピブ装着者のウェア

1. ライダー、アシスタント、チームメンバー及びモーターサイクルピブ装着者は、清潔かつ小綺麗な服装でなければならない。
2. 適切な服装で適切なクレデンシャルを提示するもののみ規制エリアに入ることが認められる。
3. 不適切な服装は、パドック及び規制エリア内で禁止される。
4. ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部にナンバーを入れるスペースを確保しなければならない。
5. ライダー、アシスタント及びチームメンバー及びその他モーターサイクルピブ装着者は、~~シャツ、ユニフォーム~~ウェア等に FIM 選手権ロゴを極力掲出するようにしなければならない。

2. 9の追記

2. 9 TDN- トライアル・デ・ナシオン

6. ナショナルチームは、ライダー、アシスタント及びその他チームメンバー用のチームシャツ、ユニフォーム、ウェアを準備することを奨励する。
7. それらシャツ、ユニフォーム、ウェアは同じ総合的なカラースキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。

2. 10 ライダーの行動及び援助

1. ライダーは常に FIM 規則に準拠していなければならない。
2. FIM 倫理規定を知り、尊重しなければならない。
3. ライダーは、言葉やジェスチャーによってオフィシャルやセクションオブザーバーの決定に挑んではならない。~~その行為はペナルティーという苦痛を伴う。~~
4. 大会期間中、ライダーは常に成功を試みなければならない。~~もし、試みのない場合、協議の継続は認められず、及び/またはレースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルにより規律及び裁定規定事項 3.1.2 に則った追加のペナルティーが加算される場合がある。~~
5. ライダーのみがコースに沿ってマシンに乗車するか押すことが認められる。
6. ライダーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
7. ライダーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
8. 大会期間中のいかなる時も、車検長の要請に従い、ライダーは、自信を含め車両及び/または装備を検査のために提示しなければならない。
9. 大会期間中、ライダーは規則に準拠した車両を維持する責任を有する。

- 10 ~~ライダーは、パドックセクションまたはコリドー境界を除き、コース上においてアシスタント以外のいかなる人員による車両の補修、マーキングされていないパーツの交換の援助を受けることが出来ない。~~ **食料及び/または飲料を除く。**
- 11 **ライダーのマシンを支えることは物質的援助とはみなされない。ライダー、アシスタントまたはFIMトライアルチームマネージャーまたはマニファクチャラーチームマネージャーのみがマシンを支えることが出来る。**
- 12 ~~ライダーは、自身の競技中及び設定されたセクション下見時間内はセクションに入ることが認められる。~~
- 13 **ライダーは、大会期間中、セクション及びいかなるサインも変更してはならない。**
- 14 **ライダーは、競技に参加しているいないに関わらず、特定の時間はトライアル車両に乗車してはならない。**
- 15 **ライダーは、指示を与えるためのサインやボードに従わなければならない。**
- 16 **ライダーは、アシスタント及びチームメンバーの行動に関する責任を持たなければならない場合がある。**
- 17 ~~ライダーまたはアシスタントは反対方向に進んだり、出口からコースに入ったりすることは認められない。す、その場合、事項 5.21 金銭的ペナルティー、事項 5.20 失格に規定されているというペナルティーの対象となる。~~
- 18 **チーフセクションオブザーバーの許可が無い場合、セクション内でモーターサイクルに乗車することは厳禁とされる。** ~~が明確に設定された以降、セクション内でモーターサイクルに乗車することは禁止される。~~
- 19 **ライダーは、すべてのライダーズブリーフィングに出席することが義務とされ、すべての情報及び指示を把握していなければならない。チームメンバーもまたライダーズブリーフィングに出席することを奨励される。**

- 20 ライダーは、特にパドック及びコースで乗車する際、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。パドック内では高速走行は慎重速度 20 キロを超えるスピードで乗車してはならない。
- 21 ライダーは、指定されたコースを定められた時間のプラクティス及びウォームアップを行わなければならない。
- 22 競技会に来ているライダーでプラクティス及び/またはレース、及び/または会場から立ち去る場合、レースディレクションにその不参加の理由を報告しなければならない。
- 23 ライダーは、シャツ/スーツの番号が、プラクティス、予選及び競技中常に明確に見えるようにしなければならない。
~~ライダーは各大会で誓約することによりビブを使用することができる。~~
- 24 ライダーは、大会期間中に他の者が自分と同じ番号の付されたシャツ/スーツを着用しないようにしなければならない。 **F I M 確認中**
~~ライダーは、FIM トライアル世界選手権以外でビブを使用してはならない。~~
- ~~25 ライダーは、常にビブのナンバーが完全に見える状態にしていなければならない。~~
- ~~25 ライダーは、ビブを他の者が使用する前提で貸したりしてはならない。~~
- 25 ライダーが、コリドーの中または外にいる場合で、~~ほかのライダーが~~セクションを通過するのを待つ間、~~列の 2 番目にいる場合、~~エンジンを停止しなければならない。~~することを推奨する。~~
- 26 FIM 選手権の各競技における最終順位（またはオーガナイザーによって招待されたその他参加者）で上位 3 位となったライダーは、表彰式及び記者会見に出席しなければならない。本規則に違反した場合、罰則が科される。
- 27 表彰式または記者会見中のライダーまたはその他参加者はプロトコール及び出席者に敬意を表するような行動をしなければならない。
- 28 ライダーは、無線、ブルトウスまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。

29 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。

~~29 セクションオブザーバーフリーフィングには、ライダー1名がデモンストレーションを行うために出席しなければならない。~~

30 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 11 アシスタント及び援助

~~1. アシスタントは最低18歳で有効なFIMトライアルアシスタント、FIMトライアル世界選手権またはFIMインターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。~~

1. アシスタントは常にFIM規則及びコード、すべてのコード及び大会規則、FIMまたはオーガナイザーからのすべての義務に関するリリースに準拠しなければならない。

2. FIM倫理規定を知り、尊重しなければならない。

3. アシスタントはFIMトライアル世界選手権競技会で誓約することによりピブを使用することができる。

4. ピブの色に相当する権能を行使することができる。

~~6 FIMトライアル世界選手権以外でピブを使用することはできない。~~

5. オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべての指示矢、標識に従わなければならない。

6. セクションに入る時や大会期間中及び大会に関連する行事等の際にモーターサイクルに乗車する時等、トライアル技術規則に準拠したブーツ、長ズボン、長そでのシャツ、グローブ及びヘルメットを装着していなければならない。

- 7 アシスタントは特にコースやパドックで乗車する場合、他のライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に参加しているその他人員に危険を及ぼさないように責任ある熟練者としてのマナーを守り走行しなければならない。パドック内においては過剰なスピードで走行してはならない。
- 8 アシスタント及びチームメンバーは、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。~~パドック内では高速走行は慎重速度 20 キロを超えるスピードで乗車してはならない。~~
- 9 アシスタントは、自身の行動に責任を持ち、時に連带的に、個別にライダー及びチーム員の行動についても責任を持つ。~~直接的に罰則の対象となるか及び/またはライダー及び/またはチームに罰則が与えられる。~~
- 10 受付時に、ライダーとアシスタントは、すべての FIM 規則を理解し敬意を払うこと、アシスタントのすべての行動に関してライダーが責任を持つこと、アシスタントは規則に準拠し彼ら自身の行動に責任を有するという宣誓書に署名する。~~この書類は、受付終了前に直接リザルトマネージャーに渡されなければならない。~~
- 11 アシスタントは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
- 12 アシスタントはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
- 13 大会期間中、アシスタントはマニュファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズトサーキットで開催されない限り、車両は、その車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。
- 14 ビブ及び/またはヘルメットのナンバーは常に完全に視認できるものでなければならない。
- 15 レースディレクションの許可なしにビブを他の者に貸与してはならない。
- 16 競技中、ライダーの車両を乗車してはならない。

- 17 セクションコリドー前またはセクションコリドーにおいて、ライダーの車両を押し
たり、支えたりしてはならない。
- 18 同じナンバーを持つライダーのみを援助する権利を有する。(FIM トライアル・デ
ナシオンを除く)
- 19 アシスタントは、セクション下見においてオブザーションエンクロージャーに入
ることが認められる。セクション下見時にセクション内でアシスタントまたはライ
ダーの下見を干渉する者は、当該ライダーへのペナルティーの対象となる。
- 20 アシスタントは、ライダーが車両とともにセクションに入る準備が完了(コリドー
で 1 番目)し、セクションオブザーバーが許可した場合、セクション内に入るこ
とが認められる。
- 21 どのような状況下においても、オフィシャルに対してペナルティーの適用性に関す
る議論を持ちかけることは認められない。
- 22 大会期間中、いかなるセクションの性質やサインを変更することは認められない。
- 23 アシスタントは、ライダーズブリーフィングに参加することが奨励される。
- 24 アシスタントは、オーガナイザーが認めた迂回路以外、ライダーと同じコースを走
行しなければならない。
- 25 アシスタントは、設定されたコースに従い設定された時間に設けられたプラクティ
ス及びウォームアップに常に参加しなければならない。
- 26 ライダーパドック内で給油を行う場合は環境マットを使用しているか確実にしな
なければならない。
- 27 表彰式において、ライダーの代わりとなることはできない。
- ~~28 指示に従わない場合または悪態をついたりする場合は事項 5.21 に規定されてい
るペナルティーの対象となる。~~

- 28 パドック外においてアシスタント及び/または彼のモーターサイクルは、ライダー及び/またはライダーのFIMトライアルチームマネージャー及び/またはマニユファクチャーチームマネージャーの指示が無い場合、物質的援助または支援を受けてはならない。
- 29 アシスタントは、無線、ブルートゥースまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
- 30 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
- 31 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 12 「マニユファクチャー」、「FIM トライアルチーム」、「TDN」 チームマネージャー及びアシスタント

- 1 チームマネージャーは最低 18 歳で有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権または FIM インターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。
- 2 各チーム 1 名のチームマネージャーに限定される。
- 3 「マニユファクチャー」のチームマネージャーとなるためには、当該マニユファクチャーは FIM マニユファクチャーライセンスを有し、そのマニユファクチャーに所属するライダーが大会に参加していなければならない。「マニユファクチャー」のチームマネージャーは、マニユファクチャー・イエロー・ピブを使用する。
- 4 「トライアルチームマネージャー」となるためには、チームは FIM トライアルチームライセンスを有し、2 名のライダーが登録され、最低 1 名がその大会に参加していなければならない。チームマネージャーは FIM トライアルチーム・イエロー・ピブを使用することができる。
- 5 大会期間中、チームマネージャーは、チームに関する全責任を負う。

~~6 チームマネージャーは同時にライダーとなってはならない。~~

6 パドック外においてFIMトライアルチームマネージャーまたはマニファクチャラーチームマネージャー及び/または彼のモーターサイクルは、チームライダー及び/またはアシスタントの指示が無い場合、物質的援助または支援を受けてはならない。但し、食料や飲料を除く。

7 チームマネージャーは、ライダーのエントリーと同時にオンラインエントリーシステムで登録されなければならない。チームマネージャーの変更は受付日まで行うことが認められる。

~~7 受付日までに、書面でチームマネージャーに関するすべての誓約についてFIMに報告をしなければならない。~~

8 受付時に、チームマネージャーは、書面に署名し、受付終了前に直接リザルトマネージャーに渡されなければならない。この書類に署名することにより、チームマネージャーは、すべてのFIM規則及び当該大会規則を理解し敬意を払うこと、自身の行動に関して責任を持つことを誓約することとなる。

9 チームマネージャーは常にFIM規則及びコードに準拠しなければならない。

10 オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべての指示矢、標識に従わなければならない。

11 大会期間中、プラクティス、ウォームアップ、コース及びセクションに車両に乗車する場合は常に、トライアル技術規則に準拠したブーツ、長ズボン、長そでのシャツ、グローブ及びヘルメットを装着していなければならない。

12 チームマネージャーは、特にコース及びパドックで乗車する際、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。パドック内では高速走行は~~横み速度20キロを超えるスピード~~で乗車してはならない。

13 チームマネージャー及びその他チームメンバーは、大会に参加しているいないに関わらず、特定の時間にトライアル車両に乗車することが禁止される場合がある。

- 14 チームマネージャーは、倫理及びスポーツマンシップに敬意を払い、大会期間中及びその大会に関連する時は常に模範となる行動をとらなければならない。
- 15 チームマネージャーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
- 16 チームマネージャーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
- 17 大会期間中、チームマネージャーはマニファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズトサーキットで開催されない限り、車両は、その車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。
- 18 チームマネージャーは、セクション下見においてオブザベーションエンクロージャーに入ることが認められる。セクション下見時にセクション内でチームマネージャーまたはライダーの下見を干渉する者は、当該ライダーへのペナルティーの対象となる。
- 19 チームマネージャーは、イエロービブ装着者としてオブザベーションエンクロージャーに入ることが認められる。
- 20 **如何なる状況下においても、セクションをトライ中のライダーとの交信することは認められない。**
- 21 チームマネージャーは、オーガナイザーが認めた迂回路以外、ライダーと同じコースを走行しなければならない。
- 22 チームマネージャーは、設定されたコースに従い設定された時間に設けられたブラクティス及びウォームアップに常に参加しなければならない。
- 23 ライダーパドック内で給油を行う場合は環境マットを使用しているか確実にしなければならない。

- 24 アシスタントは、大会期間中、ビブ及び/またはナンバー及び/またはその他表示(フロント及びバック)を常に完全に視認できるものとしていなければならない。
- 25 チームマネージャーは、ライダーズブリーフィングに参加することが奨励される。
- ~~26 指示に従わない場合や悪態をついたりする場合は事項 5.22 に規定されたペナルティの対象となる。~~
- 26 チームマネージャーは、無線、ブルトウスまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
- 27 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティポイント、5.20 金銭ペナルティ、5.19 失格に準拠したペナルティがレースディレクションによって決定される。
- 28 追加のペナルティがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 12の追記

2. 12 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

- 29 「TDN」チームマネージャーは最低 18 歳で有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権または FIM インターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。
- 30 各国 1 名のチームマネージャーに制限される。
- 31 チームマネージャーは同時にライダーを兼ねることはできない。
- 32 チームマネージャーは、チームを選出する国の協会によって選出される。
- 33 大会期間中、チームマネージャーは、チームのすべてに関して責任を有する。

34 チームマネージャー/アシスタント名は www.trialgp-registration.com でのオンラインレジストレーション時に明記されなければならない。変更は受付終了時点までに行うことができる。

~~FIMにはチームマネージャーの任命について書面で報告されなければならない。~~

~~32 チームマネージャーの氏名はエントリー用紙に記載されていなければならない。~~

35 チームマネージャーは、チームを代表して受付を行う。

~~34 チーム全員のパスを受け取る。~~

3. 車両、クラス及びその他仕様

3. 1 車両とカテゴリー

1 FIM トライアル世界選手権及びブライズイベントは、FIM 規則、FIM トライアル技術規則に適合する車両が出場できる。

2 クローズドサーキットで大会が開催されない限り、ライダーは車両に則った運転免許証を所持していなければならない。

3 ウィメン及び 125 ccカテゴリーは、クローズドサーキットで開催されなければならない。

4 選手権及び排気量

FIM トライアル世界選手権	Trial GP	250cc を超える 2st/4st
FIM トライアル2世界選手権	Trial2	250cc 以下 2st 300cc 以下 4st
FIM トライアル 125 カップ	Trial125	125cc 以下
FIM ウィメンズトライアル世界選手権	TrialGP Women	250cc*を超える 2st/4st
FIM ウィメンズトライアル2ワールドカップ	Trial2 Women	250cc 以下 2st 300cc 以下 4st

*-10 ccが認められる

5 更に

~~トライアル GP 世界選手権カテゴリー:~~

~~300 ccまでの2ストロークエンジン及び350 ccまでの4ストロークエンジンを搭載~~

~~する車両で最低重量は70Kgとする。~~

~~FIMトライアル2ワールドカップカテゴリー：~~

~~300^{cc}までの2ストロークエンジン及び350^{cc}までの4ストロークエンジンを搭載~~

~~する車両で最低重量は70Kgとする。~~

~~FIMトライアル125プライズ：~~

~~125^{cc}までの車両で、最低重量67Kgとする。~~

~~e) クラスカテゴリーの車両は、技術委員会及び/またはFIMテクニカル代表によって承認されなければならない。~~

- a) 大会期間中はいつでも、ライダーは常に車両を規則に準拠している状態に保つことが責務である。
- b) 大会がクローズドサーキットで開催されない限り、車両及びその装備は、その車両が登録されている国の道交法並びに特別規則に明記されている規則に準拠していなければならない。
- ~~e) 車両の登録ナンバーは、硬いプレートに表示され、リヤマッドガードの上に固定されていなければならない。登録ナンバープレートは非切削で柔軟なプレートに製作しなおされてもよい。クローズドサーキットで大会が開催される場合、車両の登録や登録プレートは必要とされない。~~
- ~~e) ランヤードで作動するカットオフスイッチがライダーに取り付けられなければならない。セクション内で乗車する際にはライダーはこのランヤードと繋がっていることが義務とする。~~
- ~~e) タイヤの交換は、オリジナルのタイヤと同じ構造、プロフィール及びコンパウンド、同じマニュファクチャーマークのあるものでなければならない。~~

3. 2 ライダーのナンバービブ

- 1 ライダー用ビブの使用は禁止される。
- 2 ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部に彼らのナンバーをプリントし表示しなければならない。
- 3 プロモーターは、選手権ロゴを含むナンバーパネルの図案及びガイドラインを提供することとし、このエリアには如何なる他のデザイン及びロゴの掲出も認められない。

- 4 年間指定ナンバーは、ライダーの年間エントリーが確定した時点で発行される。
- 5 ライダーは、ナンバー（前部及び背部）がプラクティス、予選、ウォームアップ及び競技中常に完全に視認できる状態にしていなければならない。
- 6 プロモーターは、ジャケット等に使用できるPVC ナンバーパネルを提供するが、それらは前期されたナンバーをプリントしなければならないライディングシャツ/スーツへの使用は認められない。
- 7 レースディレクションは、ライダーがライディングシャツ/スーツにプロモーターの指定したデザインをプリントしていなかった場合、当該ライダーのスタートを拒否することが出来る。

~~ビブには選手権のタイトルスポンサー名及び一つまたはそれ以上の大会スポンサー名が明記される場合がある。ビブに明記されるスポンサー名は大会特別規則に明記される。~~

~~競技会中、ライダーはCTRによって配布されたビブを装着していなければならない。~~

~~大会スポンサー及び/または選手権スポンサーと競合するスポンサーを持つライダーは、与えられたビブ以外であれば彼のスポンサー名称、ロゴを掲出することが認められる。~~

~~しかし、以下の状況の場合、ライダーはCTRによって配布されたビブを装着しなくともよい。~~

~~——ライダー紹介~~

~~——表彰式~~

~~——記者会見、インタビュー等等すべてのプロモーション活動~~

~~ライダーは、競技期間中ナンバー（フロント及びバック）が完全に視認できるようにしていなければならない。~~

3. 2の追記

~~3. 2 TrialGP-FIMトライアルGP世界選手権~~

- ~~6 ナンバーは白地に赤文字とする。~~
- ~~7 前年のワールドプロまたはトライアルGPカテゴリーでポイントを獲得したライダーは、同じスターティングナンバーをシーズンを通して使用する。前年の最終順位と同じナンバーとなる。~~
- ~~8 前年のワールドプロカテゴリーで上位10位以内のライダーは、ビブに氏名が記載~~

~~され、より多くの観客にわかりやすくする。~~

~~3. 2 Trial2-FIMトライアル2ワールドカップ~~

~~9 ナンバーは白地に青文字とする。~~

~~3. 2 Trial125-FIMトライアル125カップ~~

~~10 ナンバーは白地に緑文字とする。~~

~~3. 2 WTWC-FIMウィメンズトライアル世界選手権~~

~~11 ナンバーはピンク地に黒文字とする。~~

~~12 前年のFIMウィメンズトライアル世界選手権でポイントを獲得したライダーは、前年の最終順位と同じナンバーとなる。~~

~~13 前年のFIMウィメンズトライアル世界選手権で上位10位以内のライダーは、ビブに氏名が記載され、より多くの観客にわかりやすくする。~~

3. 2 TDN/WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン及びFIMウィメンズ トライアル・デ・ナシオン

8 ビブナンバーの指定は前年のFIMトライアル・デ・ナシオン及びFIMウィメンズトライアル・デ・ナシオンのチーム成績を基準に決定される。

~~15 各チームの国旗はライダービブに表示される。~~

~~16 世界チャンピオンチームは、ビブにライダー名が表示される。~~

4 オフィシャル及びその手順

4. 1 総論

- 1 大会の運営及び司法手順を含む総合的な管理はFIMまたは各国協会(FMN)により任命されたオフィシャルの責務とされる。
- 2 FIM及び各国協会(FMN)は、素質及びその職務への忠実性を考慮しオフィシャルを任命しなければならない。それらオフィシャルは専門分野及び役割に適切なFIMライセンスを所持していなければならない。
- 3 FIMのオフィシャルライセンスは、各種目における特別な要件に従って十分な能力があることを証明された後に発行される。FIMの当該委員会は得的のオフィシャルに参加が義務とされるセミナーを開催する。
- 4 FIMまたは各国協会(FMN)は、必要に応じて更新やキャンセルすることができる。

- 5 オフィシャルは、当該大会に参加するライダー、スポンサー、チームマネージャー、メカニックまたはプロモーターであってはならない。
- 6 競技監督は、FIM デレゲートに FIM ライセンスを有する全オフィシャルのリストを提出しなければならない。
- 7 すべてのオフィシャル及びセクションオブザーバーは、大会終了後の抗議・控訴提出の締め切り時間まで大会会場に装備一式とともに残っていなければならない。

~~8 スポーツコード第 40 章参照。~~

4. 2 司法

すべての FIM ライセンス及び FIM ラセパセ所持者、オフィシャル及びアシスタント、その他大会に関係するすべての人員は主催国協会の任命する競技監督の権限下に位置することとなる。ただし、レースディレクションメンバー（FIM レースディレクター及び CTRS - テクニカルセクションアドバイザー）、FIM スチュワードパネルの全メンバー、及び FIM によって任命された者を除く。

4. 3 FIM ライセンスを所持するオフィシャル

- 1 FIM ライセンスを所持するオフィシャルは英語またはフランス語に堪能であることが望ましい。
- 2 FIM トライアル世界選手権に従事するオフィシャルは適切な FIM オフィシャルライセンス所持者でなければならない。

4. 4 Trial GP ミーティング

- 1 オフィシャルミーティングは FIM チーフスチュワードが議長となる。
- 2 下記の通り開催される。
 - 大会初日終了後に開催される。（受付及び車検が行われる日）
 - 各日の競技終了時
 - 大会終了時

- 3 以下の者はオフィシャルミーティングに参加する権利を有する。
- a FIM チーフスチュワード
 - b 主催国協会(FMNR) スチュワード
 - c FIM レースディレクター
 - d. 主催国協会 (FMNR) 競技監督
 - e. FIM テクニカルセクションアドバイザー (CTRS)
 - f. FIM ウィメンズテクニカルセクションアドバイザー
 - g. 主催国協会 (FMNR) 環境スチュワード
 - h. FIM 環境デレゲート
 - i. 主催国協会 (FMNR) 車検長
 - j. FIM テクニカルデレゲート
 - k. FIM メディカルデレゲート
 - l. FIM 女性委員会 (CFM) デレゲート
 - m. 各国協会 (FMN) デレゲート事項 4.20
 - n. FIM 最高委員会、FIM 各委員会ディレクター、当該種目の FIM 担当部長及びスタッフ
 - o. モーターサイクルインダストリー代表 1 名
FIM マニュファクチャラーライセンスを所持者で大会に当該メーカーの車両が参加していること。~~し、大会に1台以上の参加がある場合、公開のオフィシャルミーティングにオブザーバーとして参加することができる。~~
 - p. プロモーター
 - q 大会に参加している男性及び女性ライダー代表は、~~公開のオフィシャルミーティングに参加することができる。男性の代表は、すべての男性クラスの代表となる。~~

4. 5 FIM 及び主催国協会 (FMNR) スチュワードパネル

- 1 2 名のスチュワードによるパネルが設けられる。
 - FIM チーフスチュワード
 - 主催国協会 (FMNR) スチュワード
- 2 FIM チーフスチュワードは FIM トライアル委員会が任命する。
- 3 主催国協会 (FMNR) スチュワードは 1 名に限定される。
~~主催国協会 (FMNR) が任命する。~~

- 4 スチュワードは、大会の運営には関与しない。彼らの任務は、レースディレクションの決定に対する抗議に関して裁定を行うこととする。
- 5 スチュワードの権限及び任務には下記が含まれるが限定されるものではない
 - a) 大会が円滑に運営され、規則に則っているか、違反のある場合レースディレクションに報告する。
 - b) レースディレクションに大会のより円滑かつ能率的な運営について提案する。
 - c) 規則に反する事例のある場合、レースディレクションに注意を促す。
- 6 FIM スチュワードパネルは、レースディレクションの決定に対する抗議を受け付ける。
- 7 FIM スチュワードパネルは、FIM 規律及び裁定規定に明記されているペナルティを科すことができるが、同規定の事項 2.2 及び 2.3 を侵害してはならない。
 - 警告
 - 罰金、最大 3000 ユーロまで
 - ポイントペナルティー
 - 順位の降格
 - 失格
 - 事例発生から最大 30 日を超えない範囲の資格停止
 - 選手権参加資格の停止、1 戦または複数大会
- 8 FIM 規律及び裁定規定における事項 3.1.3 に則り、FIM スチュワードパネルは、国際規律法廷(CDI)に更なる重いペナルティを科すべく提訴することができる。

4. 6 FIM スチュワード

- 1 FIM チーフスチュワードは、~~TrialGP オフィシャル~~ミーティング及び FIM スチュワードパネルを開催し、その議長となる。
- 2 FIM チーフスチュワードは、スポーツコード、FIM によって発行された規則、大会特別規則に則り会議を進行する。
- 3 FIM チーフスチュワードは、さまざまなオフィシャル間との情報交換に関する責任を有する。

- 4 必要に応じて、会議にオブザーバーを参加させる。
- 5 FIM チーフスチュワードは、レースディレクション及び/または IFM スチュワードパネルによる決定を速やかに書面で関係部署に伝達する。
- 6 FIM チーフスチュワードは、下記書類を収集し、FIM 執行事務局に大会終了後 72 時間以内に送付しなければならない。
 - ・ 大会開催に関する地元行政の許可書
 - ・ 第三者保険証書コピー
 - ・ 大会公式プログラム
 - ・ 環境オフィシャルレポート
 - ・ 提出された抗議すべての詳細
 - ・ 彼のレポート

4. 7 FIM スチュワードパネルミーティング

- 1 FIM スチュワードパネルミーティングは ~~TrialGP オフィシャル~~ミーティング時に開催されるが、公開または非公開で大会期間中に開催される場合がある。
- 2 FIM スチュワードパネルは、FIM チーフスチュワードが議長となる。
- 3 FIM スチュワードミーティングの定足数は 2 名とする。
- 4 ~~主催国協会より任命されるスチュワードは、不可抗力によりレースディレクションのメンバーとして役務を遂行する場合以外、大会期間中の如何なる他の役職も兼ねてはならない。レースディレクションメンバーに何らかの不可抗力が発生した場合、FIM スチュワードパネルメンバーが代理に任命される。~~
- 5 任命された FIM チーフスチュワードが大会に間に合わない場合、CTR ビューローが代替えを任命する。その際、その第一番目には主催国協会 (FMNR) 以外の人間で CTR メンバーとする。
- 6 FIM チーフスチュワードが欠席となる場合、FIM に任命されたレースディレクターが代役を務める。

- 7 主催国協会（FMNR）のスタッフスタッフが大会に間に合わない場合、主催国協会（FMNR）は代替えを立てることはできない。FIM チーフスタッフがFIM レースディレクターを任命する場合がある。投票が必要となる場合、FIM チーフスタッフ（または代理としてFIM レースディレクター）が決選投票権を有する。
- 8 不可抗力の場合で代替えが不可能となった場合、主催国協会（FMNR）以外のオフィシャルに優先権が与えられる。
- 9 各メンバーは 1 票を有する。決定は単純過半数で行われる。レースディレクションの決定に対する抗議に関してタイが生じた場合、決定は有効とされる。
- 10 レースディレクションからの提案または決定に関して 2 名のメンバーでタイが生じた場合、FIM チーフスタッフが決定投票を行う。

4. 8 レースディレクション

- 1 レースディレクションは FIM レースディレクター、主催国協会(FMNR) 競技監督及びCTRS（テクニカルセクションアドバイザー）によって構成される。
- 2 FIM コード、FIM 規則及び承認された大会特別規則に準拠し、レースディレクションは、大会の最高権能を有する。
- 3 FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー（CTRS）は FIM に関する責任のみ負う。
- 4 全ての民事及び法的責任はオーガナイザーにある。レースディレクションは、事項 2.1 に規定されている通り大会特別規則（SR）または規定されたプログラムの変更に関して権限を有する。レースディレクションは、FIM 規則への改定または追加を行う権限はないが、以下の場合、決断を下す資格を有する。
- 5 レースディレクションは、独自判断またはオーガナイザーまたは競技監督からの要請により、コースまたはセクションの状況を改善するために大会の開始を遅らせたり、緊急的安全上の理由またはその他不可抗力の理由から競技停止またはキャンセルとすることができる。

- 6 レースディレクションは、ライダー、チームスタッフ、オフィシャル、プロモーター及びオーガナイザーと大会または選手権に関わるすべての人員にペナルティーを科すことができる。
- 7 レースディレクションの権限及び役務は
- a) すべての競技結果を承認する。
 - b) 規則違反に対するペナルティーを科す
 - c) 故意または無意識な行為、または個人または集団によるデモンストレーションによる行為によって規則や大会のオフィシャルの指示に反したことに對してペナルティーを科す。
 - d) デモンストレーション中の個人または集団による不正、詐欺行為またスポーツイベントいかなる利権またはスポーツイベントに不利益をもたらす行為に對しおペナルティーを科す。
 - e) 円滑かつ能率的な大会の運営を怠っていないか、重要な規則違反がないか
 - f) 規則違反に関連する抗議に對する判定を行う。
- 8 大会期間中に発生する抗議に對して裁定を下す唯一の裁定組織であり、事項 4.5 に従い、FIM スチュワードパネルに関する更なる控訴については事項 4.5 に準拠する。
- 9 レースディレクションは、事項 4.5 に明記されていることを除きトライアル規則に明記されているすべての罰則を科すことができる。
- 10 しかし、FIM スチュワードパネルに對して規定以上の罰則を提案することができる。
- 11 レースディレクションの裁定を不服とする個人または団体はその決定に對して控訴することが認められる。この控訴は、裁定通知発行後 30 分以内に FIM スチュワードパネルに提出されなければならない。

- 1 2 レースディレクションの裁定に対する控訴は FIM スチュワードパネルによって審議される。

4.8.1 レースディレクション「オープンドア（門戸開放）」

- 1 この 30 分間の「オープンドア」は、ライダー、アシスタント、チームマネージャー、FMN代表、マニファクチャラー、オフィシャルまたはその他イベントに関係する人物がこれらの疑問や意見等を TrialGP ミーティング前に述べるために設定された。
- 2 レースディレクションは、TrialGP ミーティングへの議題となりうることから出席しなければならない。

4. 9 FIMレースディレクター

- 1 FIM レースディレクターは FIM によって任命される。
- 2 FIM レースディレクターは、大会開始（受付及び車検）前日の TrialGP プレ~~コ~~~~ー~~~~ディ~~~~ネ~~~~ー~~~~シ~~~~ョ~~~~ン~~ミーティングに出席しなければならない。
- 3 FIM レースディレクターが、レースディレクションミーティングの議長を務める。
- 4 FIM レースディレクターは必要に応じてレースディレクションミーティングにその他人物を招聘する事が出来る。
- 5 FIM レースディレクターは大会の運営に関する責任はない。
- 6 FIM レースディレクターの権限及び責務は下記のとおりとするがそれに限られたものではない。
 - FIM レースディレクターは、FIM の利権を保護し、FIM スポーツコード、その附則、トライアル大会オーガナイザーワークブック及びその他オーガナイザーの誓約を尊重しなければならない。CTR ディレクター及びコーディネーターと密接に作業に従事する。
 - レースディレクションの決定がスポーツコード、FIM 発行の諸規則や大会特別規則に準拠しているか確認する。

- レースディレクターは、FIM チーフスチュワードとともにオフィシャルとの公開ミーティングの時間を定め、追加のミーティングのある場合や非公開のレースディレクションミーティングを行う場合にそれを報告する。
- FIM レースディレクターは、オーガナイザーとレースディレクション間のコミュニケーションに関する責任を有する。
- 大会特別規則（SR）に変更がないかどうか確認し、もし、変更のある場合、その変更についてすべてのライダーや参加者に伝わっているか確認する。
- 大会の運営に関する条項に関する主催国協会（FMNR）競技監督のレポートを確認する。
- 主催国協会（FMNR）競技監督のレポートを確認し、参加しているすべてのライダー及びエントラントがライセンスおよび許可証を持っているか確認する。
- ライダーからの特に安全に関わる要求による改修があるか確認する。

7 さらに

- オーガナイザー、主催国協会（FMNR）競技監督、テクニカルセクションアドバイザー（CTRS）及び全オフィシャルと密接に任務を遂行する。
- レースディレクション全員との円滑なコミュニケーションを図る。
- 大会の円滑な運営の為にミーティングを開催したり、行動を起こす。
- チーム、ライダー、オーガナイザー及びその他オフィシャルや役務を持つ人員とのコミュニケーションが円滑に行われ、大会を通じてそれぞれが最善を尽くすことが出来ているか確認する。
- ライダーズブリーフィングの開催を提案、実施する。

- 8 レースディレクターは、プラクティススタートまたはセクション下見前にセクションを視察し、安全上必要とされる対策を取らなければならない。

- 9 さらに、FIM レースディレクターはレースディレクションに、発展的見解を持って現状の規則条項に準拠したセクションまたはイベントに対する決定を提案することができる。
- 10 FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して推奨することができる。
- 11 全関係者並びにセクションオブザーバーに関して責任を有する者が、レースディレクションによる決定を速やかに書面で受け取れる状態にあるか確認しなければならない。
- 12 FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、FIM 規則及び/または大会の円滑な運営に反する乱暴または非道徳的人物に対する決定または罰則を推奨することができる。
- 13 主催国協会（FMNR）競技監督及びその他オフィシャルのレポートを聞く場合がある。
- 14 大会の終了時点で、FIM レースディレクターは主催国協会（FMNR）競技監督とともに公式結果に署名しなければならない。また、すべての議事録に署名しなければならない。
- 15 オフィシャルとのミーティングの報告をしなければならない。
- 16 FIM レースディレクターは、FIM 公式ファイルを使用して大会に関するレースディレクターレポートを72時間以内にFIM 執行事務局に送付しなければならない。
このFIM 公式ファイルには下記が含まれる。
FIM レースディレクターレポート、提出された抗議内容と抗議保証金、そしてその他公式書類が含まれていなければならない。
- 17 如何なる利害的紛争をも避けるため、FIM レースディレクターは、全利害関係者（オーガナイザー、プロモーター、ライダー、チーム、マニュファクチャラー等）と相対して確認しなければならない。FIM レースディレクターは如何なるマークのついたウェアも着用してはならず、特別なグループまたは利害関係者への忠誠を示したり、上記関係者との利害的紛争となる状況にならないようにする。FIM 及

びCTRの利権を常に守らなければならない。全ての決定事項は当該者に対し速やかかつ明確に伝達しなければならない。

4. 10 主催国協会 (FMNR) 競技監督

- 1 競技監督は、主催国協会 (FMNR) により任命される。
- 2 競技監督は、同時に主催国協会 (FMNR) スチュワードと兼務してはならない。
- 3 FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー (CTRS) とともにレースディレクションの一員となる。
- 4 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら役務に従事することとする。
- 5 レースディレクションは最高権限を有し、主催国協会 (FMNR) 競技監督はレースディレクターが明確に同意した場合のみ発令することができる。
- 6 主催国協会 (FMNR) 競技監督は大会の能率的な運営を指揮する責任を有する。
- 7 主な役務は以下のとおりとするが、以下に限られてはいない
 - a) 地元行政からの大会の開催に関する許可証がオーガナイザーの手元にあるか確認する。
 - b) FIM ディレクターにオーガナイザーの第三者保険証券コピーを提出する。
 - c) 大会の安全を確認する。
 - d) 大会会場、コース及びセクションが良好な状態にあり、全オフィシャルが出席し、役務に従事できる状態にあるか、セキュリティ及び管理サービスの活動準備ができているかどうか確認する。
 - e) ライダーの資格、車両の番号、当該ライダーが大会に参加することを妨げる原因、例えば、負傷、資格停止、失格またはその他乗車禁止事情 (FIM 執行事務局による情報をもとに) があるか確認する。

- f) 安全上必要と判断する場合、ライダーまたは車両のスタートを拒否するか、ライダーまたは車両をレースから除外する。
- g) 失格となったライダー及び当該ライダーのアシスタント、悪用したマニファクチャーアシスタントからピブを回収する。
- h) 役務に従事しているオフィシャルの指示に従わないいかなる者もセクションとその周囲、コースから退去を命じることができる。
- i) 可能な限り速やかに結果のコピーに署名（日付及び時間も明記）し、ライダー及びチームに提示されることを確認しなければならない。
- j) 計時及び運営オフィシャルのレポート及びその他レースディレクションへのレポートに必要とされる情報を収集し、暫定結果の承認を得る。
- k) 競技監督は、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して推奨することができる。
- l) 安全上の緊急時または不可抗力の事例が発生した場合、競技監督はコースまたはセクションの状況を改善するために大会の開始を遅らせたり、緊急的安全上の理由またはその他不可抗力の理由から競技停止またはキャンセルとすることができる。（事項 5.22~~23~~）
- m) レースディレクションに罰則を提案することができる。
- n) レースディレクションに対する抗議をレースディレクションに対して報告する。

4. 1 1 セクションのための FIM テクニカルセクションアドバイザー（CTRS）

- 1 セクションテクニカルアドバイザー（CTRS）は、世界選手権及び FIM プライズイベントのために FIM によって任命される。
- 2 ウィメンセクションテクニカルアドバイザー（CTRS）もまたウィメンズ世界選手権及び FIM ウィメンズプライズイベントのために FIM によって任命される。

- 3 FIM トライアル世界選手権及びプライズと FIM ウィメンズトライアル選手権及びプライズが同時開催される場合、CTRS 及びウィメンズ CTRS は、その任命された FIM 世界選手権またはプライズに関連する使命、職務及び決定に基づき相互に代理を務めることとする。
- 4 CTRS 及びウィメンズ CTRS は総称して CTRS とする。
- 5 セクショントライアルアドバイザー (CTRS) は、FIM レースディレクター及び競技監督とともにレースディレクションを構成する。
- 6 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら作業にあたることとする。
- 7 セクショントライアルアドバイザー (CTRS) の主な役務は以下のとおりとするがそれに制限されていない。
 - レースディレクション決定事項を実施しなければならない。
 - オーガナイザー及び競技監督の許可の元、任務に関わる全ての決定を行う。
 - 併催される場合、女性用コースの CTRS と協力する。
 - コース及びセクションが良い状態であり、大会特別規則ならびに附則に準拠しているか確認する。
 - コース及びセクションがレースディレクションの決定に従っているかどうか確認する。
 - 必要に応じてオーガナイザーが準備したセクションを監視し、アドバイスを与えたり、修正を行う。
 - コース、タイム及びタイムコントロール位置を確認する。
 - セクション周囲またはコースがライダー、アシスタントや観客にとって危険かどうか監視し、必要な修正を行う。
 - コース上またはセクションにおける安全に関わる事並びに運営上の問題についての情報をレースディレクションに行う。

- 全セクションオブザーバーが競技当日に出席し、彼らの役務を全うできる状態かどうか確認する。

~~6 FIM ウィメンズセクショントライアルアドバイザー (CTRS) の主な役務は以下のとおりとするが、制限されない。~~

- ~~— レースディレクション決定事項を実施し、特にウィメンズのコース及びセクションに関する全ての質疑事項に関してセクションテクニカルアドバイザー (CTRS) に代わる。~~
- ~~— 併催イベントとして開催される場合、セクションテクニカルアドバイザー (CTRS) とともに従事する。~~
- ~~— コース及びセクションが良い状態であり、大会特別規則ならびに附則に準拠しているか確認する。~~
- ~~— コース及びセクションがレースディレクションの決定に従っているかどうか確認する。~~

~~」 オルガナイザーによって準備されたセクションを視察し、アドバイスを与えたり、必要に応じて改修を行う。~~

- ~~— コース、タイム及びタイムコントロール位置を確認する。~~
- ~~— コース上またはセクションにおける安全に関わる事並びに運営上の問題についての情報をレースディレクションに行う。~~

4. 12 レースディレクションミーティング

- 1 レースディレクションミーティングは、TrialGP オフィシャルミーティング時に開催されるが、公開または非公開で大会期間中に開催される場合がある。
- 2 レースディレクションミーティングは、時間を決めたり必要に応じて臨時のミーティングの開催を決定するFIM レースディレクターが議長となる。
- 3 常に、FIM スチュワードパネルのメンバーは、非公開であってもミーティングにオブザーバーとして参加することができる。
- 4 FIM に任命されたレースディレクターが欠席となった場合、FIM チーフスチュワードが代わって任務にあたる。
- 5 主催国協会より任命された競技監督が欠席する場合、主催国協会 (FMNR) が適切なオフィシャルライセンスを所持する代わりの者を任命する。もし、それが不可能な場合、スチュワードパネルの主催国協会 (FMNR) スチュワードが代行する。

- 6 大会期間中、不可抗力による FIM スチュワードパネルメンバーが代理となる場合を除き、レースディレクションのメンバーは、他のオフィシャルの役務を兼ねることはできない。
- 7 レースディレクションの定足数は 2 名とする。各メンバーは 1 票を有する。決定は単純過半数で行われる。タイが生じた場合（メンバー不在の場合）、FIM レースディレクターが決定権を有する。

4. 13 決定の発行

- 1 大会を運営するために必要とされるレースディレクションのすべての決定及び大会の結果は、可能な限り素早く発行されなければならない。決定事項は、FIM 公式言語で発表されなければならない。
- 2 レースディレクションまたは FIM スチュワードパネルによる如何なる司法的裁定も大会会場で通告されなければならない。それができない場合、受領が確認できる書留等にて送付されなければならない。
- 3 大会期間中いつでも関与する者には、最低限口頭で伝達されなければならない。それができない場合、レースディレクションまたは FIM スチュワードパネルの決定は書面で通達されなければならない。
- 4 決定の通告書にはいかが含まれる
 - a) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの氏名及びライセンス番号
 - b) 関与する者の氏名
 - c) 抗議の場合、抗議提出者が抗議補償金を支払ったかどうか
 - d) とられた行動または抗議の理由
 - e) とられた行動または抗議が関連する事項番号
 - f) 聴聞時に得られた追加の情報
 - g) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの決定事項、証拠及び簡潔な理由

- h) レースディレクションの決定：FIM デレゲート、FIM レースディレクター及び競技監督またはCTRSの署名
- 5 関係する者すべての者は、大会会場で書面により通告される。下記手順が適用される。
- a) レースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルの裁定に関係する者は、通告書に署名しなければならない。
 - b) FIM スチュワードパネルの決定に関して：FIM チーフスチュワード及び主催国協会（FMNR）スチュワードが署名する。
 - c) 裁定を受ける者の氏名。その者の役割、会場名、日付、受領時間等も通告書に記載されなければならない。
 - d) 当該裁定者が署名した通告書は FIM デレゲートレポートに加えられなければならない。

4. 14 ミーティング議事録

- 1 議事録は、レースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルが一つの言語でも良いとする場合を除いて、FIM 公式言語の両方を使って作成されなければならない。
- 2 議事録には、科せられた全てのペナルティーの詳細、抗議に対する裁定（コピーを添付すること）、発生した事故の詳細、不正行為が発覚した場合や、大会運営の成功に関する FIM レースディレクター意見、特筆事項等が明記されなければならない。
- 3 FIM チーフスチュワード及び FIM レースディレクションは、大会終了後 72 時間以内に議事録を FIM 執行事務局に送付しなければならない。

4. 15 FIM パーマネントテクニカルデレゲート

- 1 FIM パーマネントテクニカルデレゲートは FIM 国際技術委員長が FIM トライアル委員長に相談の上、FIM 国際技術委員長により任命される。
- 2 FIM パーマネントテクニカルデレゲートは、車検に関する責務はないが、FIM 技術規則通りに行われているか確認しなければならない。

- 3 FIM パーマネントテクニカルデレゲートは、FIM レースディレクターと協力して役務にあたる。
- 4 FIM パーマネントテクニカルデレゲートの権限及び役務は下記を含むものとするがそれに制限されてはいない。
 - a) 技術規則に関して懸念事項または異なる事例について FIM レースディレクターに報告するとともに、解決策を提示する。
 - b) 大会において、技術規則に関する最終決定者となる。
 - c) 車検員とともに重大事故または致命的な損傷をした車両を検査し、FIM デレゲートに書面で報告する。
 - d) レースディレクションのすべてのミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 16 主催国協会 (FMNR) 車検長

- 1 主催国協会 (FMNR) に任命される車検長は特に、
 - a) FIM 規則並びに大会特別規則に車両が準拠しているか確認する。
 - b) オフィシャルミーティングに出席する。
 - c) 車検レポートを作成し、FIM テクニカルデレゲートにコピーを提出する。
 - d) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。
- 2 役務を遂行する上で、車検長は常に FIM パーマネントテクニカルデレゲートと相談する。

4. 17 タイムキーパー

- 1 チーフタイムキーパーは、FIM によって任命される。
~~任命されるタイムキーパーは有効なナショナルライセンス所持者でなければならない。~~

- 2 チーフタイムキーパーは特に下記について遂行する。
- a) 適切な FIM ライセンスを所持し、大会で使用する計時機材の確認
 - b) プロモーター/レースディレクションリザルトマネージャーと密接に協力して作業する。
 - c) ライダーに要求された場合、彼らの結果を調査し、彼らのラップタイムを示す。
~~調査する。~~
 - d) FIM 規則に準拠した公式結果を作成し、レースディレクションにコピーを提出する。
~~オフィシャルミーティングに出席する。~~
 - e) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 18 環境スチュワード

- 1 環境スチュワードは、主催国協会（FMNR）によって任命され、全ての環境に関する事項に責任を持つ。特に：
- a) FIM 環境コードに準拠しているかどうか
 - b) FIM 環境コードに対する違反を競技監督に報告する。
 - c) 大会に関する全ての情報を入手し、また大会前、大会期間中、大会終了後に関わらず、環境に有害と思われる全ての局面に関する事項をレースディレクション審査委員長またはチーフ・スチュワードに提案する。
 - d) 当該委員会によって準備されたチェックリストを元にレポートを作成し、FIM 執行事務局に送付するとともに、そのコピーを FIM レースディレクター審査委員長に渡す。
 - e) オフィシャルとのミーティングに出席する。
 - f) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 19 チーフセクションオブザーバー

- 1 主催国協会（FMNR）またはオーガナイザーによって任命されるチーフセクションオブザーバーは、競技監督及び/またはレースディレクターとともにブリーフィングに参加しなければならない。
- 2 各チーフセクションオブザーバーポストには、オーガナイザーは、ポストを担当するチーフオブザーバーリストを作成しなければならない。このリストは、競技監督に渡され、大会の開始前にレースディレクターに提出されなければならない。
- 3 **チーフオブザーバー及び彼のアシスタント**はビブで名確に識別できなければならない。
- 4 各セクションにはチーフセクションオブザーバーが配置されていなければならない。
- 5 チーフセクションオブザーバーは、おぶざーべーションエンクロージャー及びコリドールを含み彼の担当するセクションでのスムーズな順番に関して責任を有する。
- 6 当該セクション内のライダーに対するペナルティーを決断する。
- 7 大会終了後、チーフセクションオブザーバーは、抗議・控訴受付終了まで待機してなければならない。
- 8 セクションオブザーバーの最低年齢は 16 歳とする。
- 9 **チーフセクションオブザーバーの最低年齢は 18 歳とする。**

4. 20 FMN代表

- 1 出場しているライダーの所属する国は、その国の代表を選出することができる。但し、スポーツ・スチュワードライセンスを所持していなければならない。FMN 代表ビブ（黄色）が支給される。~~ビブ着用者の順守事項を遵守しなければならない。~~
- 2 当該国協会(FMN)は、主催国協会(FMNR)に対し、大会の最低 15 日前までに書面で告知しなければならない。

- 3 各国の代表は、その国及び当該国協会からエントリーしているライダー代表となる。
彼の役務は：
- － オブザーバーとしてオフィシャルミーティングに出席する。
 - － ~~審査委員会議事録を含む~~大会期間中に発行される書面を受け取る。
 - － 質問事項について FIM チーフスチュワードに説明するまたは許可を得て説明する。~~ことにより国際審査団が、全ての状況について把握することができる。~~
 - － 大会期間中のセクションエンクロージャー、審査委員室、ライダーパドック、スタート/フィニッシュエリア等重要個所に有効なパスを受け取る。
- 4 デレゲートは、オブザーバーまたはチーフセクションオブザーバーによるライダーに与えるペナルティーの権限に関して干渉することは認められない。

4. 21 CTR (FIMトライアル委員会) 代表

CTR は、各大会の監督を役務とする CTR 代表を任命することができる。

5. 大会の運営

5. 1 TrialGP プレミーティング

- 1 TrialGP プレミーティングは、通常全てのオフィシャルとのミーティングが行われる場所で受付及び車検の行われる前日に行われ、開催時間はタイムテーブルに明記される。各大会の最新タイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に明記される。~~競技会前日の 18 時より行われる。(2 日間開催の場合本曜日、1 日開催の場合は金曜日)~~
- 2 FIM チーフスチュワードによりミーティングが開催される。不在の場合、FIM レースディレクターが開催する。
- 3 ミーティングへの出席者は以下のとおり
 - ・ FIM チーフスチュワード
 - ・ FMNR スチュワード
 - ・ レースディレクター
 - ・ 競技監督

- ・ CTRS
- ・ 計時/リザルトサービス代表
- ・ プロモーター代表
- ・ オーガナイザー代表（パドック、コース及びセクション責任者）
- ・ その他 FIM/プロモーターが要請する者

~~3 レースディレクション、FIM スチュワードパネルのメンバー、及び大会運営上責任を有する主催者及び/または主催クラブからの人物がこのミーティングに出席する。~~

~~4 ミーティングには次の人物も含まれる：大会事務局長、計時長、主催国協会（FMNR）車検長及びFIM環境デレгат、パドック責任者、セクション責任者、地元プレスマネージャー及びFIMリザルトマネージャー。~~

~~5 次の人物もまた出席することができる：FIM プレスオフィサー、FIM TV 代表、FIM チーフスチュワード及び/またはFIM レースディレクターが要請した人物。~~

~~5. 2 FIMパス~~

~~1 安全上及び実務上の理由から、FIM イベントマニュアルの契約条項を順守したFIM及びオーガナイザーによって発行されたパスのみが有効とされる。~~

~~2 FIM パスは、特定のエリアへの入場を認めるものであり当該パス所持者のみ有効なものとする。パスの他人への譲渡は禁止され、不正使用の場合パスは無効とされる。~~

5. 2 受付管理

1 ライダーについて下記が確認される。

- a) 有効な FIM トライアル世界選手権ライセンスを所持しているか
- b) 大会に参加するための所属国協会の出走許可書があるか
- c) FIM トライアル世界選手権エントリー用紙を完全に記入しているか

2 ライダーは、受付時にエントリー用紙に署名しなければならない。

~~4 何らかの事情により、ライダーのエントリーが受付期間に遅れた場合、FIM レースディレクターは、当該ライダーが有効なライセンスを所持しているか、状況に関わらず所属国協会からの許可を得ているか確認する。このような状況の場合、レースディレクションの決定が最終のものとなる。~~

5. 2の追記

5. 2 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

- 3 世界選手権枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権ライセンス所持者でなければならない。
- 4 インターナショナルトロフィー枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権、ワールドカップ、FIM125 ccカップまたはインターナショナルトロフィー・オブ・ネーションズライセンス所持者でなければならない。

5. 2 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 5 ウィメンズ世界選手権ライダーは FIM ウィメンズトライアル世界選手権ライセンスまたは FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン大会ライセンス所持者でなければならない。

5. 3 車検

- 1 全ライダー（参加者）は 2017 年トライアル技術規則に明記されている手順について熟読していなければならない。
- 2 大会に参加する各ライダーまたはアシスタントまたはチームマネージャーは、車検に車両を提示しなければならない。
- 3 プラクティス前には、FIM 規則及び/または大会特別規則に明記された方法及び手順に則って車検が行われなければならない。
- 4 車両は、FIM トライアル技術仕様に合致していなければならない、車両検査は大会会場で行われなければならない。
- 5 オーガナイザーは、チーフテクニカルスチュワード（車検長）が、適切な場所で車検を行えるよう、また適切な数のアシスタントを準備しなければならない。
 - a) ~~音量~~
 - b) ~~燈火類検査（フロント及びリヤ）必要に応じて~~
 - c) ~~エンジンカットオフの作動状況~~
 - d) ~~車両重量~~
 - e) ~~車両の安全確認~~
 - f) ~~ヘルメット~~
 - g) ~~マーキングパーツ~~

- 6 大会期間中の如何なるときでも、ライダーは自分のマシンが規則に合致していることに関して責任を有する。
- 7 ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、パーツが適切にマーキングされたことを証明する車検記録に署名しなければならない。
- 8 競技会においては、ライダーは車検委提示した車両のみ使用が認められる。
- 9 2日間開催の場合で、ライダーが2日目に車両変更しなければならない場合、その技術的理由を添えレースディレクションに変更の申請をしなければならない。当該ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、新たに車検を受けなければならない。
- 10 大会期間中は常に、
 - a) 車検長または FIM テクニカルデレゲートの要請により、ライダーは車検場に立ち会うか、車両及び/または装備を提示しなければならない。
 - b) ライダーは、常に車両及び/または装備が規則に準拠させていなければならない。
 - c) レースディレクションは、その構造が危険な状態にあると判断した場合、当該車両を失格とすることができる。
- 11 2日間競技会の場合、大会初日に病気またはその他避けられない理由により大会初日に参加できない場合、レースディレクションの決定により2日目の競技に参加することが認められる。ライダーまたはメカニックはスタート前までに車両を車検に提示しなければならない。
- 12 オーガナイザーが車両の登録用紙確認を要請した場合（公道を使用する場合）、その確認作業大会前に行われなければならない。事前車検を必要とする場合は、それが特別規則に明記されていないなければならない。

~~5.4.1 音量コントロール~~

- ~~1 事前車検の際に、すべてのモーターサイクルのサウンドレベルが、技術規則の付則“トライアル”に明記された規則（事項 01.79）に基づいて実施される。~~
- ~~2 このテストに不合格だったマシンは、サウンドレベルがコードに適合するまで調~~

~~整を行う、またはパーツを交換することができる。テストに合格した場合に限り、サイレンサーにはマークがつけられる。~~

~~5.4.2 パーツのマーキング~~

~~1 事前車検の際に、証明するための手段として下記のパーツにマークがつけられる。マークのつけられたパーツは、イベントを通じて使用され、最終車検の際に正しい位置になくてはならない。オリジナルのコンポーネントを置き換え、これらの規則に違反することは厳禁される。本規則に違反した場合のペナルティーは失格である。~~

パーツ	マーキング	数	どのように、どこに
フレーム、メインセクション	ペイントまたはステッカー	1	ステアリングヘッド 右側
クランクケース	ペイントまたはステッカー	1	右側
サイレンサー	ペイントまたはステッカー	1	
燃料タンク	ペイントまたはステッカー	1	右側

~~2 マーキングはこれらの4つのパーツに限定される。ライダーのナンバーが、マークのつけられたパーツのペイント、または剥がせないステッカーに記載される。~~

~~3 事前の車検の際に、タイヤのメーカー名と認識番号がオーガナイザーによって控えられる。~~

~~4 事前の車検に合格したあと、オーガナイザーは各マシンのヘッドライトフェアリング上部及び当該ライダーのアシスタントのヘルメット後部に、ライダーのライディング・ナンバーと同じ認識番号のステッカーを貼る。このナンバーを剥がしたり変更することは認められない。~~

~~5 エキゾーストサイレンサーが、偶発的に破損し、マシンの音量が高くなってしまった場合、当該ライダーはサイレンサーを交換することができる。また、燃料タンクが偶発的に損傷を受け、車両が正常に作動しない場合、ライダーは燃料タンクを交換することができる。しかしながら、当該ライダーは、この行動についてそのラップが終わった段階でオフィシャルに申告しなくてはならない。エキゾーストサイレンサーの交換を行ったマシンは、最終車検の際にサウンド・テストを受けなくてはならない。~~

~~6 2日間競技の場合で、1日目の競技に病気または避けられない理由によって参加できないライダーは、レースディレクションの決定により、2日目の競技にスタートすることができる。当該ライダーは車検長及びレースディレクションが指示する時間の車検に車両を提示しなければならない。~~

~~7~~ ~~しかし、オーガナイザーが車両の仕様書を確認したい場合、大会の開始前に行われなければならない。事前車検を行いたい場合、それは大会特別規則に明記していなければならない。~~

~~5. 4. 3~~ ~~パーツのチェック~~

~~1~~ ~~車検長は、イベントの最中、いつでも、どのマシンでもチェックすることができる。マーキングがない場合、当該ライダーは失格とされる。車検長によるパーツの管理は最終的なものとする。~~

~~2~~ ~~2日間に亘って行われる大会の場合、2日目の各ライダーのスタートタイム10分前に、テクニカルコントロールが実施され、マークのつけられたパーツがチェックされる。~~

~~3~~ ~~1日目の競技においてマークされたパーツの幾つかが重大な損傷を受けた場合、2日目の最初のライダーのスタート時間30分前までに、マークされたオリジナルパーツまたは車両ごと、または交換するパーツまたは車両ごと持ちこみ、車検に報告しなければならない。車検は新しいパーツにマーキングを施し、彼の判断により元のマーキングされたパーツを手元に保管する。~~

~~4~~ ~~マークのつけられたパーツを装備していないマシン（交換されたサイレンサーは例外とする。事項5.4.2を参照）のライダーはスタートを許可されない。~~

~~5. 3. 1~~ ~~代替燃料~~

バイオ燃料、水素や電気等の代替燃料の使用は、環境への有害度が低いことを前提として、トライアル技術規則に従い推奨される。

~~5. 3. 2~~ ~~燃料補給~~

1 全ての車両の燃料補給はパドックで行われなければならない。その際には地面保護のために環境マットが使用されなければならない。本規則に違反した場合、当該ライダーは失格とされ、アシスタントのビブが回収される。

2 環境マットを使用せずに燃料補給を行った場合、環境コードに規定された金銭ペナルティーの対象となる。

~~パドック以外での燃料補給は、当該ライダーは失格とされ、ライダー及びアシスタントからビブが回収される。~~

~~5. 4~~ ~~プラクティス/ウォームアップ~~

1 全てのライダーに適切な大きさのプラクティスエリアが設けられる。プラクティスエリアの特性は、イベントで使用されるセクションに相応するものとする。

- 2 プラクティスエリアは明確にマークで記され、出入口も示される。このプラクティスエリアは、ライダーが規則に基づいてプラクティスできるものでなければならない。
- 3 このプラクティスエリアはすべてのライダーに対して、規則または特別規則に発表するスケジュールに従って開放されなければならない。**競技が開始された以降、タイムテーブルに明記された時間以外及び/またはプラクティスエリア以外でのプラクティスは禁止される。**
- 4 このエリアにイベント用のセクションを設けることは禁止されるが、すでにセクションにマークがつけられ、ライダーが進入できないように囲まれている場合は例外とする。
- 5 大会の初日前日、各ライダーは、プラクティスエリアへのアクセス、その場所、当該クラスの開始時間及び終了時間に従わなければならない。
- 6 このプラクティスは、ライダーが義務ではなく自発的に行うものであり、ライダーの順位づけには考慮されない。
- 7 ライダーはプラクティスエリア内にいる間は、トライアル技術規則に明記されているヘルメット及びウェアを着用しなければならない。
- 8 大会において、ライダー、アシスタント及びチームメンバーがプラクティスセッションの設定時間外に車両に乗車することは禁止される。
- 9 各日の競技前に、別に設けられるウォームアップエリアまたはウォームアップのためにプラクティスエリアを使用することが認められる。このエリアは全ライダーにそれぞれ第1ラップのスタート1時間前から解放される。
- 10 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
- 11 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

5. 5 セクション下見

- 1 オーガナイザーは、ライダー及びビブ装着者の為のセクション下見時間を、あらかじめ設定されたタイムスケジュールに従い設けなければならない。
~~またはレースディレクションに従い、設けなければならない~~
タイムテーブルは掲示板に掲示される。本セクション下見はライダーの義務ではない。
- 2 モーターサイクルはコース及び/またはセクション内に入れることは出来ない。
~~詳細は下記のとおりとし管理されなければならない。~~
- 3 ライダーはセクション内及び/またはセクションエンクロージャーに立ち入ることが認められる。
- 4 ライダーはパスによって身分を証明しなければならない。
~~4 グリーンビブ及びイエロービブ装着者は、エンクロージャーに立ち入ることが出来る。~~
- 5 当該ライダーのパフォーマンスに興味を持つ人物が、許可された時間以外にセクション内に進入した場合、当該ライダーに20ポイントのペナルティーが科され、更に最大500ユーロの金銭ペナルティーの対象となる。
~~は罰則が科される。~~
- 6 セクション下見として設定された時間以外にセクション内にいたライダーには20ポイントのペナルティーが科せられ、最大500ユーロの金銭ペナルティーの対象となる。

5. 6 チーフセクションオブザーバーとのブリーフィング

- 1 各セクションのチーフオブザーバーとのブリーフィングは、競技会前日に行われる。
- 2 ブリーフィングは、セクションテクニカルアドバイザー（CTRS）及び競技監督との協力によりレースディレクターが議長となり開始される。
- 3 トライアル規則に関する議論は行われない。本ミーティングの目的は情報及び指導要綱の提供とされる。

- 4 FIM トライアル規則並びに発行された指示書等の詳細を知ることは各チーフオブザーバーの責務でもある。
- 5 特例状況や実際に起こった事例等が説明される。

5.7 ライダーとのブリーフィング

- 1 必要と判断された場合、ライダーとのブリーフィングが設定される。通常、競技前日のセクション下見以降とし、**開催時間はタイムテーブルに発表される、18時30分頃に行われる。**~~18時30分頃に行われる。~~
- 2 ブリーフィングは、レースディレクターが議長となり開始される。レースディレクションのその他メンバー及び FIM スチュワードパネルのメンバーは、このライダーとのブリーフィングへの出席を要請される。
- 3 大会に参加しているライダー、アシスタント、マニファクチャラーチームのマネージャー及び FIM チームマネージャーは、このブリーフィングに出席しなければならない。
- 4 このブリーフィング中、コース、セクション、安全及びその他大会に手順に関する重要点が提示される。
- 5 トライアル規則に関する議論は一切行われ~~ない~~。開催の目的は情報の提供と指導とする。
- 6 ブリーフィングへの出席は、各ライダー及び各チームの義務であり、提示された注意事項及び指示を明記したすべての発行物に注意を払わなければならない。

5.8 サイン会

- ライダーは、オーガナイザーの設定するサイン会に参加を要請される場合がある。更なる情報はプロモーターにより提供される。~~特別規則に明記される。~~
- ~~2 このサイン会は、大会初日の表彰式終了後の 18 時から 19 時の間とし、表彰式終了から後 1 時間を超えてはならない。~~

5. 9 プレゼンテーション（選手紹介）

ライダーのプレゼンテーション（選手紹介）は、大会期間中に予定される。

~~19時30分までに終了する場合は大会前日に行うことが出来、~~

更なる情報はプロモーターにより提供される。

~~それは特別規則に明記されていなければならない。~~

5. 9の追記

5. 9 TDN/WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 1 エントリーチームによる開会式が大会期間中に予定される。更なる情報はプロモーターによって提供される。

~~FIMトライアル・デ・ナシオン及びFIMウィメンズトライアル・デ・ナシオンに参加する全チームの金曜日の開会式への参加義務とする。~~

- 2 ライダー及び各チームマネージャーの参加は義務とされる。
- 3 開会式のスケジュール及び詳細は大会特別規則に明記される。

5. 10 予選

- 1 競技会初日の前日に予選が開催され、それはスタート順を決めるだけのものとする。
- 2 各クラスの予選最終順位は翌日及び/または競技日のスタート順を決定する。
- 3 予選参加は義務とする。予選に参加しないライダーは競技に参加することは出来ない。全ライダーは真剣に成功を試みなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断されたライダーは失格とされる。
- 4 FIM/プロモーターとともにレースディレクションは予選に使用するセクションを競技に使用されるセクションから選択する。
- 5 予選の時間は各大会のタイムテーブルに発表される。
- 6 ライダーの予選スタート順は、各クラス抽選が行われる。抽選は受付及び車検終了直後に行われる。

- 7 予選は、当該選手権の開催選手権により下記の順番に開始される
- a) トライアルEカップ
 - b) トライアル2ウィメン
 - c) トライアル 125
 - d) トライアル2
 - e) トライアルGPウィメン
 - f) トライアルGP
- 8 抽選は、オフィシャルにより管理・確認され、中立者が承認となる。定められた数の人員が立ち会っても良いが、レースディレクションの許可が必要とされる。
- 9 各クラスの全ライダーが予選セクションを一度のみ抽選の順番に走行する。
- 10 タイム及びペナルティーの管理により、ライダーのスタート順決定に反映される。
- 11 ペナルティーポイントを得ずに当該クラス内で最も早く走破したライダーが勝者となる。
- 12 ペナルティーポイントが無く、2番目に速かったライダーが2番目となり、以下続く。
- 13 ペナルティーポイントの無い全ライダーに順位が付けられた後ろにタイム順にペナルティーポイントに従って順番が付けられる。
- 14 各クラスの勝者は、当該クラスで最後に競技をスタートする。2番目のライダーが最後から2番目にスタートとなる。
- 15 2名以上のライダーが予選セクションで失敗した場合、抽選で番号の小さかったライダーが優先される。その次に番号の小さいライダーとなる。
- 16 何らかの不可抗力によりレースディレクションが予選をキャンセルする場合、最も近い選手権順位が適用される。順位のないライダーの場合、スタート順を決めるための抽選が行われるが、常にそのようなライダーが最初にスタートすることとなる。

- 17 予選セクションは、タイムテーブルに準拠したフリープラクティス時には解放される。(1 ライダー1 回のみ)

5. 10の追記

5. 10 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 18 予選：トライアル・デ・ナシオン世界選手権、インターナショナルトロフィー及びウィメンズトライアル・デ・ナシオンは金曜日に行われる。
- 19 チームマネージャーは、チームに付き 1 名のライダーを選択する；トライアル・デ・ナシオン、インターナショナルトロフィー、ウィメンズトライアル・デ・ナシオン。2 チームをエントリーしている国は、両方の選抜ライダー名を、最低受付時まで申請しなければならない。
- 20 予選の参加は義務とする。参加しなかったチームは、当該競技への参加が認められない。ライダー全員は真剣に成功を試みなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断された当該チームは失格とされる。
- 21 FIM/プロモーターとともにレースディレクションは予選に使用するセクションをトライアル・デ・ナシオンに使用されるセクションから選択する。
- 22 予選時間：トライアル・デ・ナシオンの予選時間は大会のタイムテーブルに発表される。
- 23 チーム予選のスタート順はクラス毎に抽選で決定される。
- 24 トライアル・デ・ナシオンの予選は下記の順番に行われる。
g) インターナショナルトロフィー
h) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
i) FIM トライアル・デ・ナシオン世界選手権

~~5. 11 ウォームアップ~~

- ~~1 競技当日、最初のライダーがスタートする1時間前から当該ライダーのスタートまでのプラクティスエリアでのウォームアップは認められる。~~
- ~~2 これは任意とされる。~~

~~3 ウォームアップのコンディションは、アップラクティスと同様とする。~~

5. 11 コース

- 1 コースは一方通行のみとする。例外的事情において、両側通行が不可欠である場合や観客通路との併用を避けられない場合には、トラックを別に分ける、常にオフィシャルを配置するといった特別な安全対策が取られなくてはならない。
- 2 大会がクローズトサーキットで開催される場合、参加者が一般公道（一般車両を遮断することに対する地元行政の許可を得るとともに警官またはオフィシャルによってそれを管理することができない場合）を使用することなくコース（パドックから全てのセクションに行きパドックに戻る）を完了できるものでなければならない。

5. 11. 1 距離

- 1 コースは2周または3周とし、各ラップのコース距離は20 km以内とする。
最低 10 km以上のコースが推奨される。
- ~~2 3周の設定の場合、レースディレクションはウイメンカテゴリーについて2周で行うかセクションを制限するか判断する。（もし、その他カテゴリーと併催する場合）~~
- 2 2日間に亘って行われる場合、同じコースが両日ともに使用されなければならない。

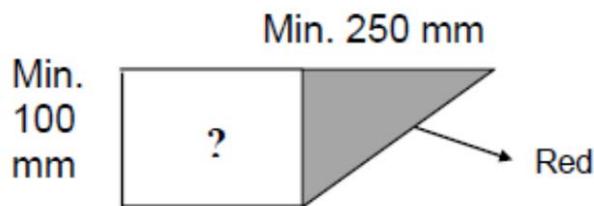
5. 12. 1の追記

5. 12. 1 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

- ~~4 コースは2周とし、1周の長さは25キロ以内とする。1周20キロを超える場合、オーガナイザーは、安全性及び環境保護の要件を含み燃料補給エリア設備に関する詳細情報準備しなければならない。また、燃料運搬に関しても通知しなければならない。~~

5. 11. 2 コースマーキング

- 1 コースは下記に示されるアロー（方向指示矢）によってマークされる：



縦：最低100mm 横：最低250mm

- 2 ?印がついた四角の中には、このアロー（矢印）がライダーに示すセクションの番号が記載される。
- 3 すべてのアロー（指示矢）は防水材質製でなければならない。
- 4 コースはライダーがセクション下見する際に完全にマーキングされていないといけない。

5. 12 セクション

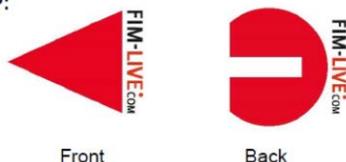
~~4 デザインとセクション境界線~~

- 1 各セクションは他のセクションとは全く別個のものとし、天候状況により修正可能なものでなければならない。
- 2 異なったカテゴリーのためにセクション内には異なったルートが設けられなければならない。
- 3 セクション全般的に人工的な要素または素材で制作されたものは避けなければならない。また場合によってはレースディレクター審査委員によって禁止される。
- 4 各セクションには、“セクション開始(Section Begins)”と“セクション終了(Section Ends)”の位置がサインによって明確に示されなくてはならない。各セクションには、通し番号が明確に記され、~~ライダーは番号の順番にセクションにトライする。セクションの番号はライダーのセクション下見時点で表示されていなければならない。~~
- 5 セクションマーキングはレースディレクションによるセクション査察/ライダーによるセクション下見前に完了していなければならない。

6 ゲートは、セクションの幅が狭くなる全ての通路に設けられる。各ゲートには、適切な色が使用されたサイン（矢印）が左右に設置される。このゲート間の最低幅は 120cm とする。同じ色で規制されたすべてのゲートは、当該クラスのライダーによって使用される。

7 トライアル GP の例

Example TrialGP:



8 各クラスのゲートの色は

- FIM トライアル世界選手権トライアル GP : Trial GP 赤
- FIM トライアル 2 世界選手権 : Trial 2 青
- FIM125 cc トライアルカップ : Trial125 緑
- ウィメンズ世界選手権 : Trial GP Women 紫
- ウィメンズワールドカップ : Trial2 Women 緑
(Trial125 と同日に開催されない)
- トライアルEカップ : Trial-E cup 緑
(Trial125 と同日に開催される)
- FIM トライアル・デ・ナシオン : TDN 赤
- FIM トライアル・デ・ナシオンインターナショナルトロフィー 青
- FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン 紫

~~5. 13 の追記~~

~~5. 13 TDN トライアル・デ・ナシオン~~

~~• トライアル・デ・ナシオン : 赤~~

~~• トライアル・デ・ナシオンインターナショナルトロフィー : 青~~

~~• FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン : ピンク~~

9 ライダーは、当該クラスのゲート間を通過しなければならない。

10 ゲート、テープ、マーカー、または支柱が破損した場合、次のライダーが通過する前に修復されなければならない。競技監督は、各セクションに予備のテープとマーカーが十分用意されているようにする。

5. 12. 1 セクションのレベルと安全確保

- 1 大会開催前、セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)及びレースディレクターは、セクションの検証を行う全権を所持している。
- 2 彼らは、セクションの長さ、安全性及び難易度について決定を下す。彼らの決定は最終のものとし、即座に改修されなければならない。
- 3 不可抗力の場合やセクションが難し過ぎたり、危険過ぎる場合で改修が不可能と判断された場合、当該セクションはキャンセルとされる。
- 4 競技結果が有効とされるためには、各クラス、カテゴリーの全ライダーが、最低総セクション数の2分の1プラス1以上走行できなければならない。

5. 12. 2 セクションの数

- 1 全選手権及びプライズにおけるセクションの数は15とし2ラップとする。
~~カテゴリーによる~~
1日の競技は、総セクション数30で行われる。
~~—— トライアルGP、トライアル2及びトライアル125~~
~~セクションの数は、各日ともに各ラップ18(2ラップの場合)、または12個(3ラップの場合)とする。~~
~~—— ウィメン(もし、他のカテゴリーと併催される場合)——~~
- 2 セクションは常に番号順にトライされなければならない、但し、事項5.11 コースに記載のある場合を除く。セクションはレースディレクションの決定に従い、セクションは番号順とならない場合もある。レースディレクションのみがセクション番号順に関する決定権を有する。

~~3 ラップで行われる場合、レースディレクションは、ウィメンズカテゴリーが使用する限られた数のセクションを決定する。~~
5. 13. 2の追記
~~5. 13. 2 WTWC-FIMウィメンズトライアル世界選手権~~
~~3 ウィメンズ世界選手権のみの開催の場合~~
~~4 セクションの数は、各日ともに各ラップ15から18(2ラップの場合)、または10から12(3ラップの場合)とする。~~
~~5. 13. 2 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン~~
~~5 セクションの数は18とし2周で行われる。~~

~~5. 13. 2 WTDN-FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン~~

~~6 セクションの数は14から15とし2周で行われる。~~

5. 12. 3 セクションの修正またはキャンセル

1 すべてのライダーが通過する以前に、“不可抗力”の理由によってあるセクションを使用中止にしない場合は、当該セクションではどのライダーにもペナルティーは与えられない。このセクションの手前でライダーが列を作って待っていた場合、そのライダーたちは次のセクションでこの列の順番通りに並ぶ。イベントのトータルタイムは、トライアルのセクションが廃止された場合でも変更されない。

~~2 1ラップ目に、あるセクションがあるカテゴリーのどのライダーにとっても不可能だと判明した場合(全員5ポイント)、レースディレクション及びCTRSは当該セクションを禁止とするかその日の次のラップまでに修正する。~~

2 レースディレクションは、同一競技会中に最大3つのセクションを修正する事が出来る。

3 修正されたセクションに関する情報はライダーに告知されなければならない。
~~これらの情報は、明確にセクション入口に掲示されなければならない。修正の場合、それぞれのカテゴリーの各ライダーには、修正セクションの数に応じて、総持ち時間に自動的に5分ずつ加算される。(事項5.14.3)~~

5. 12. 4 セクションにおけるオブザーション

1 セクションは、当該セクションを担当するセクションオブザーバーによってコントロールされる。

2 ライダーの競技開始前
— セクションへのアクセスは事項 5.5 セクション下見に準拠していなければならない。

3 ライダーの競技開始後
— セクションオブザーバーが退去を命じるまで、ライダーはセクションに到達することが出来、常にセクション内に滞在することが出来る。

- アシスタント（グリーンピブ）は、自分の担当するライダーがセクションまたはコリドー内にいる場合でセクションオブザーバーの許可を得た上で、セクション内に入ることが出来る。
- 4 セクションイン
- 車両のフロントホイールスピンドルが“セクション開始”のサインを通過した時点とし、フロントホイールはリアホイールより前にある状態でなければならない。
- 5 セクションアウト
- マシンのフロントホイールスピンドルが2つのセクション終了サインの間の仮定線を通じた時点とし、フロントホイールがリアホイールより前にある状態でなければならない
- 6 エンドサイン前のセクション退出
- セクションで失敗したライダーは、オブザーバーが指示したときにセクションを退出しなければならない。
 - もし、状況が許す場合、セクションオブザーバーは、失敗後も当該セクションを継続して通過することを認めることが出来る。
- 7 妨害
- ライダーがオブザーブドセクションをトライしている間に、なんらかの許可されない妨害によってそのトライが阻止された場合、妨害が生じたとみなされる。ライダーが妨害を主張した場合、**チーフセクションオブザーバーのみ**が、彼の判断によって当該セクションの再トライを許可することができる。**チーフセクションオブザーバーの決定は最終的のものとする。**
 - 再トライが許可される場合、ライダーは当該セクションを完全に行うことができる。
 - **最初のトライで妨害が発生する前に得たペナルティーポイントはそのまま継続される。このペナルティーポイントは、再トライし、障害が発生した地点以降に加算される新たなペナルティーポイントに合算される。**
~~当該セクションで妨害が生じた時点で何らかのマークが失われた場合、失われた当該マークを復帰した上で再トライとなる。~~

5. 12. 5 セクションコリドー

- 1 各セクションの入り口のセクションビギンサインの直前には、コリドーが設けられる。当該セクションオブザーバーによって監督される。
- 2 このコリドー入口は、最低2名のライダーがマシンにまたがったまま列を作って待機し、セクショントライに向けて準備できるものとする。
- 3 セクションコリドーに進入する際、ライダーの優先権は下記のとおりとなる
 - 1ラップ目のライダーが2ラップ目のライダーより優先される
 - ~~— 2ラップ目のライダーが3ラップ目のライダーより優先される~~
 - 事項 2.10 に準拠する。
 - アシスタントは上記優先順を邪魔してはならない。
- 4 各セクションエンドパネルの直後に、セクションオブザーバーが管理するセキュリティーエリアが設けられる。
- 5 このセキュリティーエリアはライダーがセクションから退出後にオブザーブされることなくパンチカードにパンチを受けるフリースペースとする。

5. 12. 6 オブザーベーションエンクロージャー

- 1 オブザーベーションエリアが、コリドー入口からセクションエンドまでのセクション境界線の外に設けられ、オフィシャルまたはセクションオブザーバーによって管理される。このエンクロージャーの外側のリミットが観客用のバリヤーを形成する。
- 2 ライダー、アシスタント、レースディレクションメンバー及びプレスのみがこのエンクロージャー境界内に認められる。
~~アシスタント（グリーンビブ）は、セクションオブザーバーの同意の元、エンクロージャーに立ち入ることが認められる。~~
- 3 ~~その他オフィシャル及びイエロービブ装着者は、イエローテープで仕切られマークされた境界内であるチームエンクロージャーに入ることが出来る。~~
~~指定されたエリア内に留まっていなければならない。~~

5. 13 タイムコントロール及び持ち時間（タイムアロワンス）

5. 13. 1 タイムコントロール

- 1 電子式タイムコントロールシステムが、TC（タイムコントロール）ポイントでライダーのスタート及びフィニッシュ登録に使用される。
~~タイムキーパーは、認められた許容時間（アロワンス）を記録できる装置及び予備のクロノメーターを所持するものとする。~~
- 2 タイムコントロールは略称 T.C.とし
 - a) T.C. 0 - 第1ラップスタート
 - b) T.C. 1 - 第1ラップフィニッシュ
 - c) T.C. 2 - 第2ラップスタート
 - d) T.C. 3 - 第2ラップフィニッシュ
- 3 全ライダーは、指定された T.C.2 タイムに従ってスタートすることが認められる。
- 4 電子コントロールシステムを通過したら、ライダーのタイム（時/分/秒）がオフィシャルタイムキーパーによって記録される。
- 5 競技開始時間は、予選終了後に発表される。
- 6 タイムコントロールに関するペナルティーは事項 5.17 を参照。
- 7 ライダーは、FIM/プロモーター審査委員会が承認した計時システムならばどのタイプのものであっても受け入れなくてはならない。

5. 13. 2 個人の持ち時間（タイムアロワンス）

- 1 各ライダーのスタートからフィニッシュタイムコントロールまでの認められたラップタイムは、各ラップ2時間30分とする。
~~2ラップ大会の場合~~
 - ~~• 各ライダーのスタートから第1ラップの最終タイムコントロールまでの持ち時間は3時間とする。~~
 - ~~• 各ライダーのスタートから第2ラップの最終タイムコントロールまでの総合持ち時間は5時間とする。~~~~3ラップ大会の場合~~
 - ~~• 各ライダーのスタートから第1ラップの最終タイムコントロールまでの持ち時間は2時間30分とする。~~

~~各ライダーのスタートから第3ラップの最終タイムコントロールまでの総合持ち時間は、5時間とする。~~

- 2 ラップ間の休憩時間は20分間とするが、レースディレクションによって最大60分間までの延長が認められる場合がある。

~~レースディレクションは、スタートから最終ラップのタイムチェックまでの各ライダーの総持ち時間を5時間30分と決定する事が出来る。~~

- 3 ライダーが自分に割り当てられた時間より遅れてスタートした場合でも到着時間の変更はされない。タイムペナルティーは、事項5.17.1に明記される。
- 4 レースディレクションによって決定された以降であっても、CTRSはセクションを修正することが認められる。ライダーの持ち時間の変更は行われない。

~~5.14.2の追記~~

~~5.14.2 TDN/WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズ トライアル・デ・ナシオン~~

~~7 各チームのスタートから第2ラップのタイムチェックまでの総持ち時間は、レースディレクションによって決定される。~~

~~5.14.3 個人の総持ち時間の増加~~

~~1 イベント当日特に状況が特に悪いと判断された場合、レースディレクション審査委員会はライダーの持ち時間を30分まで増加することができる。この場合、スタート前にこの変更は全てのライダーに通達が行われる。~~

~~これは日別に適用される。~~

~~2 レースディレクション承認の後、セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)は、持ち時間が変更しない程度の事項5.13.3を侵害しないセクション変更を行うことがとができる。~~

~~5.14.4 タイムコントロール~~

~~1 スタートタイム~~

~~スタートタイムコントロールはスタート地点で行われ、ライダーはプラットフォームからスタートする。各ライダーのスタートタイムを表す。略称を「Tst」とする。~~

~~2 ラップタイムコントロール~~

~~ラップタイムコントロールの場所は、最後のセクションの直後に設けられ、明確に識別できるようマークされるものとする。~~

- ~~第1ラップ中にラップタイムコントロールが設けられる。各ライダーの競技開始のスタートから第1ラップ終了までが計測される。それは1ラップタイムとされ、「T1」と略される。~~
- ~~3 最終ラップコントロール
最終ラップが計測される。各ライダーの競技開始のスタートから最終ラップ終了までが計測される。最終タイムとされ、「T Fin」と略される。~~
- ~~4 レースディレクションの判断により、タイムコントロールは他の場所またはフィニッシュプラットフォームに設定される。~~
- ~~5 アディショナルタイム（タイムの追加）
しかしながら、不可抗力または安全上の理由からレースディレクションの判断により、最終セクション（または必要に応じて他の場所）またはフィニッシュプラットフォームに設けることができる。この場合、ライダーには競技開始前にレースディレクションにより追加のタイムが与えられる場合がある。
この過失の時間はアディショナルタイムとされ、「T Add」と略される。~~
- ~~6 アライバルタイム（到着時間）は、過失の時間であり、ファイナルタイムに加算され、アライバルタイムとなる。「T Arr」~~
- ~~7 このアライバルタイム「T Arr」は、ライダーのスタート時点からフィニッシュプラットフォームまでを指す。~~
- ~~8 特別なケース
もし、ライダーがファイナルタイム「T Fin」に遅れた場合であっても、彼のアディショナルタイム「T Add」は変更されない。~~
- ~~9 この場合、アライバルタイム「T Arr」はファイナルタイム「T Fin」+ファイナルタイム「T Fin」に遅れた分数+アディショナルタイム「T Add」となる。~~
- ~~10 タイムペナルティーは、事項5.18.1に明記される。~~

5. 14 大会からの離脱

大会にエントリーし、レースディレクション競技監督の許可を得ずに立ち去ったり、または競技監督及び**びリザルトマネージャー**に報告せずに立ち去った利したライダーは、**事項5.20 金銭ペナルティーの対象となる。**
次戦のスタートは最後とされ、罰金（事項5.21 参照）の対象とされる

5. 15 スタートの間隔

- 1 スタートの間隔は、1分または**1分30秒**間隔とする。
- ~~2 この件に関する決定は、競技開始前日にレースディレクションによってなされる。~~

5. 15の追記

5. 15 TDN/WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズ トライアルデ・ナシオン

- 2 各チームとも全てのチームメンバーが同じスタートタイムとなる。

各チーム間のスタートの間隔は、~~3分5分または6分~~とする
- 3 この件に関する決定は、競技開始前日にレースディレクションによってなされる。

5. 16 競技スタート順

- 1 予選結果により競技のスタート順が決定される。
~~スタートはトライアル125cc、次いでトライアル2、最後にトライアルGPとする。~~
- 2 ライダーは予選に参加しなければならない。
- 3 予選結果確定後にライダーのスタート順が発表される。
- 4 競技開催順は、当該大会の開催クラスにより下記のとおりとなる。
 - a) トライアルEカップ
 - b) トライアル2ウィメン
 - c) トライアル125
 - d) トライアル2
 - e) トライアルGPウィメン
 - f) トライアルGP

~~2 各カテゴリーにおけるライダー毎のスタート順は以下のとおりとする。~~

~~1日目の場合~~

~~a) 第1戦~~

~~3 前年の最終ランキング下位からスタートとされる。前年に順位を得ていないライダーは、CTRリザルトサービスによる抽選によって決められスタートする。~~

~~4 インターナショナルクラスライダーはCTRリザルトサービスによる抽選の順番によって最初にスタートする。~~

~~b) 以降の大会に関して~~

~~5 前大会までのランキング下位からスタートする。~~

~~6 前大会までに順位を得られなかったライダーは、CTRリザルトサービスによる抽選の順番によって順位を得ているライダーの前にスタートする。~~

~~7 インターナショナルクラスライダーはCTRリザルトサービスによる抽選の順番によって最初にスタートする。~~

5. 16の追記

5. 16 WTWC-FIM ウィメンズトライアル世界選手権

~~8 FIM世界選手権に併催される場合、トライアル125の前に、最初にスタートする。~~

~~2日目のスタート（適合される大会のみ）~~

~~9 スタートの順番は、1日目の順位の逆順とする。~~

~~10 1日目に順位を得られなかったライダーは、CTRリザルトサービスによる抽選の順番によって順位を得ているライダーの前にスタートする。~~

~~11 インターナショナルクラスライダーはCTRリザルトサービスによる抽選の順番によって最初にスタートする。~~

5. 16の追記

5. 16 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/ウィメンズトライアル デ・ナシオン

5 チームは全員同時にスタートし、チームは2つのグループに分かれる。初めの5チームは前年の世界選手権順、**選抜チーム**及び世界選手権グループと同じグループを要望したチームとする。その他チームはインターナショナルトロフィーグループに分類される。CTRビューローはグループ分けに関して最終判断を下す。

~~13 スタート順は以下のとおりとする。~~

~~14 各カテゴリー、前年のランキング下位のチームよりスタートする。~~

~~15 前年のランキングに順位のないチームは、CTRリザルトサービスによる抽選の順番によってスタートする。~~

5. 17 ペナルティーポイント

5. 17. 1 タイムコントロール（TC）におけるペナルティーポイント

1 スタートエリアへの到着遅れ及びラップ1またはラップ2フィニッシュ時の遅れが原因とするスタート「Test」が遅れた定時間経過以降1分毎に： 1ポイント

2 第1ラップ及び第2ラップのスタート及びフィニッシュに20分以上遅れた場合：
失格

~~2 第1ラップタイムコントロール「T1L」△の遅れ、
設定時間経過以降1分毎に 1ポイント~~

~~第1ラップタイムコントロールに20分以上遅れた場合 失格~~

~~3 第2ラップタイムコントロール「T Fin」△の遅れ、
設定時間経過以降1分毎に 1ポイント~~

~~(2ラップイベントの場合)~~

~~第2ラップタイムコントロールに20分以上遅れた場合： 失格~~

~~(2ラップイベントの場合)~~

~~4 第3ラップタイムコントロール「T Fin」△の遅れ、
設定時間経過以降1分毎に 1ポイント~~

~~(3ラップイベントの場合)~~

~~第3ラップタイムコントロールに20分以上遅れた場合： 失格~~

~~(3ラップイベントの場合)~~

~~5 アライバルタイムを超えたライダー△のペナルティーは下記のとおりとする。~~

~~6 アライバルポイントタイムコントロール「T Arr」△の遅れ、
設定時間経過以降1分毎に 1ポイント~~

~~もしライダーがファイナルタイムに遅れるという特別な場合~~

~~事項5.14.5参照~~

~~アライバルポイントに20分以上遅れた場合： 失格~~

~~7 ライダーが、最終的に20分以上遅れた場合 失格~~

~~8 失格となった大会において、ライダー及びアシスタントピブは、当該ライダーから回収される。~~

5. 17. 2 フォルトに関するペナルティーポイント

5. 17. 2. 1 セクションエリア内におけるフォルトに関するペナルティーポイント

1 セクション内とはコリドー及びエンクロージャーを含む。

2 セクションでライダーがスタート前に失敗のペナルティーとなった場合、このペナルティーは当該セクションでのペナルティーとされスコアシステムパンチカードに記録される。オブザーバーはセクションを通過することを許可することができる。

3 以下の行為は失敗とされる

- ライダーがオブザーバーに申告した上でセクションインしない場合
- コリドーにマシンを置きっぱなしにした場合
- アシスタントがコリドーに進入した場合
- コリドー内で如何なる外部援助をも受けた場合

失敗：

5ポイント

5. 17. 2. 2 トライ中におけるセクション内でのフォルトに関するペナルティー

1 ペナルティーに関する疑義が生じた場合、オブザーバーは常にライダーに有利は判定をする。

2 下に記す全てのペナルティーポイントはライダーに対するものであり、**スコアシステムパンチカード**に記録される。

3 セクションでライダーがスタート前に失敗のペナルティーとなった場合、このペナルティーは当該セクションでのペナルティーとされ**スコアシステムパンチカード**に記録される。オブザーバーはセクションを通過することを許可することができる。

- | | | | |
|----|---|----------|-------|
| a) | — | フォルト0回： | 0ポイント |
| b) | — | フォルト1回 | 1ポイント |
| c) | — | フォルト2回： | 2ポイント |
| d) | — | フォルト3回以上 | 3ポイント |
| e) | — | 失敗 | 5ポイント |

4 フォルトの定義

- ライダーの一部または彼のマシン（タイヤ、フットレスト、およびエンジンプロテクションプレートは除く）の一部が地面、または障害物（木、岩、等）に接触すること1回につき1フォルト

5 失敗の定義

~~ライダー~~

- ライダーがセクション状況を変化させた

ライダー及び/またはマシン

- ライダーがセクション内でトライ中にカットオフスイッチのランヤードに接続していなかった

- マシンがコース進行方向に前進する動作を停止した
- ライダーまたはマシンが、直接的にマーカーを破損したり、移動または倒したりオブザーバーが修正しなければならない状況にした
- どちらかのホイールが乗り越えたり、上を通過したりまたはマーカーまたはマーカーサポートの反対側を通過した
- 方向にかかわらず、マシンが他のカテゴリーのゲートを通過した
- ライダーまたはマシンがセクション境界テープまたは内部区分テープを破損した
- ホイールがテープの上を通過し反対側に着地した
- 完全なループ後、モーターサイクルのホイールが自分の別のホイールの軌跡を交差した
- ライダーがマシンから落ちて、両足をマシンの片側、あるいはマシンのリヤホイールアクスルより後方の地面に着いた場合。
- ライダーまたはマシンが外部からの物理的援助を受けた場合

~~アシスタント~~

- **アシスタント**がオブザーバーの許可なくセクション内に入入した
 - アシスタントがセクション状況を変化させた
 - アシスタントがライダーまたはマシンに物理的援助を行った
- 6 全ての失敗は、オブザーバーのホイッスル（笛）が即座に鳴り響くことで示される。
 - 7 上記の中で一番重いペナルティーのみが当該セクションに関して有効とされる。
 - 8 セクションオブザーバーにより与えられたペナルティー自体がペナルティー対象の行為を証明する。

- 9 スコアシステム及び/またはパンチカードに過ちがあったが、ライダーが訂正を受けないまま通過してしまった場合や、~~追加のペナルティーが発生した場合、所定の書式に記入し、オブザーバーは速やかにこの情報を競技監督に報告し、無効としないためにも、発生後、可能な限り早くタイムキーピング/リザルトマネージャーに連絡しなければならない。亦、最低でもFIMレースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名する前の事象発生後1時間以内になされなければならない。~~
- 10 ライダーがセクションミスをした場合、そのセクション毎に 10 ポイントのペナルティーが科される。ペナルティーポイントは当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。
- 11 ライダーがセクションを番号順に通過しない場合、そのセクション毎に 10 ポイントのペナルティーポイントが科される。ペナルティーポイントは当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。

~~5. 18. 2. 3 競技中のその他フォルトに関するポイントペナルティー~~

~~4 パンチカードに記録されないもの：~~

- ~~— セクション・ミス 10ポイント~~
- ~~— 数字で示されている順番にセクションを回らなかった 10ポイント~~
- ~~— ライダー、アシスタントまたはライダーのパフォーマンスに関与するその他人物がセクション下見中にセクション内に立ち入った 10ポイント~~

5. 18 イエローカード

- 1 各チーフセクションオブザーバーには“イエローカード”が発行される。この“カード”はA6サイズ（ポケットに入る大きさ）で丈夫な材質（厚紙、またはプラスチック）でできたものとする。
- 2 各レースディレクションメンバーには同タイプのイエローカードが支給される。
- 3 イエローカードは、如何なるライダー及び/またはアシスタント及び/または FIM トライアルチームマネージャー及び/またはマニファクチャラーチームマネージャー及び/または TDN マネージャーに対し、トライアル規則の不履行に関して他の罰則を考慮せずに与えられる。ライダーには、更に最大 500 ユーロまでの金銭ペナルティーが科される場合がある。

- 4 セクションオブザーバーは下記の場合イエローカードを通告する。
- セクションオブザーバーはライダー及び/または彼のアシスタントに対し状況または取られた行動について指導をする。もし、事前警告後も彼らの内ひとりでもオブザーバーの指導に従わずに決定に反論したり、乱暴な振る舞いをした場合、~~当該ライダーはイエローカードを受け取ることとなる。~~
 - チーフセクションオブザーバーがペナルティーを通告した後に、ライダーまたはアシスタントがセクションオブザーバーと議論したり、ライダーが車両から降りてセクション内を歩いたりした場合。
 - イエローカードの発行は絶対的なものであり、FIM規律及び裁定規定事項4.1に準拠し、如何なる抗議も受け付けられない。その後、オブザーバーはカードの裏側にライダーのナンバーと違反の内容を記す。~~オブザーバーは通告書を作成し、遅れることなく、この情報をタイムキーピング/リザルトサービス競技監督に伝えなければならない。さらにリザルトマネージャーにそのことが伝えられる。この特別ポイントを有効とするために1時間以内かつ全ての大会如何なる場合においてもFIMレースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名する入り結果表の公示前に、リザルトマネージャーが通告書を受け取らなければ報告されなければならない。~~
- 5 競技会中の各イエローカード違反には、タイムキーピング/リザルトマネージャーにより総スコアに5ポイントのペナルティーポイントが加算される。レースディレクションは金銭ペナルティーの是非について決定する。

~~競技中の各違反行為に対し 5ポイント+金銭的ペナルティーを決定する
レースディレクションに報告する~~

5. 19 失格

- 1 下記の規則違反は自動的にライダーを当該大会から失格とする。
- 2 アシスタントビブが回収される。
- 3 レースディレクションによる更なるペナルティーが科される場合がある。
- 4 失格となった場合、当該大会でライダーが得た結果が無効とされ、ポイント、賞典またはメダルすべてが没収となる。

- a) ヘルメットをかぶらずにモーターサイクルに乗車した~~（事項 2.8）~~
- b) マーキングを失った（事項 5.3 ~~車検 4.2~~）
- c) イベント中にモーターサイクル、またはライダーを交代した
- d) 承認されていないタイヤを使用する、またはオリジナルのタイヤと異なる構造、プロフィール、またはコンパウンドのタイヤと交換した
- e) 許可されていない燃料を使用した
- f) FIM アンチドーピング規定に明記されているアンチドーピング違反
- ~~g) ライディングビブを交換した（事項 2.10）~~

- g) ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャーが、逆走した場合や自分が離れた地点からコースに戻らなかった場合（事項 2.10 ライダーの行動及び援助）更に、事項 5.21 ビブ装着者へのペナルティーの対象ともなる。
- h) チーフセクションオブザーバーの許可を得ずにセクション内でモーターサイクルに乗車した。（事項 2.10）
~~トライアルでセクションとして規定された後に乗車した場合（事項 2.10）~~
- ~~j) ライダー、または彼のアシスタントが、オフィシャルに対して重大な治安紊
乱行為を行った場合（事項）~~
- i) 同一大会においてイエローカード 3 枚を発行された場合（事項 5.19）
- j) パドックまたは公式給油エリア以外で燃料補給をした（事項 5.3.2）
- k) モーターサイクルの構造または状態が危険を及ぼす恐れがある（事項 2.10）
- l) FIM 技術規則事項 01.19 に規定された最低重量に準拠していない
- m) FIM 技術規則事項 01.79 に規定された音量規定に準拠していない
- n) ~~ライダー以外の者を援助する者が、当該ライダーの車両を全コースに沿って乗車または押し歩いた（事項 2.10）~~
- o) **ライダーが、事項 2.10 ライダーの行動及び援助に規定されている以外の援助を受けた。**
- p) **ライダー及び/またはアシスタントが無線、ブルトウスまたはその他のタイプの通信機器をヘルメットまたはそのサポートに装備または使用した。**
- q) **ライダーが最善を尽くさない場合及び/または競技中に他のライダーの援助をしている場合。**
- r) **ライダーのオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会に関係するその他人員に対する無礼な態度**
- s) **ラップ1 またはラップ2 のスタートまたはフィニッシュに 20 分以上遅れた。**

5. 20 ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャーに対する金銭的ペナルティー

- 1 下記罰金が、ライダー及び/またはアシスタント個人または双方に複数科される場合がある。
- 2 これらペナルティーは、レースディレクションの承認を受け、主催国協会(FIMNR) 競技監督及び/またはレースディレクターによって科される。

~~3 FIM 執行事務局への連絡なしに不参加の場合~~

~~— 1回目：100ユーロ~~

~~— 2回目：200ユーロ~~

~~— 3回目：300ユーロ~~

~~— 4回目：400ユーロ~~

~~4 事項 5.15 にあるとおり競技会場を離れた場合~~

~~— 1回目：100ユーロ~~

~~— 2回目：200ユーロ~~

~~— 3回以上：500ユーロ~~

~~5 大会にエントリーしているライダーの技量に興味のあるライダーまたはその他人物がセクション下見時間以外にセクション内に進入した場合~~

~~250ユーロ~~

- 3 以下の場合、最大 500 ユーロまでの罰金が科される。
 - 大会の開始の最低 24 時間前までに FIM/プロモーターに申告せずに大会に不参加となったライダー
 - 事項 5.14 にあるとおり大会会場から離れた
 - ライダーのパフォーマンスに興味を持つライダーまたはその他人物が、セクション下見時間として許可されている時間以外にセクション及び/またはセクションエンクロージャーに進入した。
 - 事項 2.10「ライダーの行動及び援助」及び事項 2.11「アシスタントと援助」、及び/または 2.12「マニユファクチャー”、“FIM トライアルチーム”、“TDN” チームマネージャー及びアシスタント」に従わない場合、他のペナルティーとは別に科される。

~~e) 事項 2.10「ライダーの行動及びアシスタント」及び事項 2.11「アシスタント及びアシスタンス」に準拠していない場合で、他のペナルティーを侵害しない場合。~~

~~— ライダーまたはアシスタントまたはチームマネージャーによるオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会に関係するいかなる人物に対する不適切な言動の場合。で、事項 5.20 結果的に「失格となる場合もある。」に規定されている事項に含まれない場合。~~

~~— ライダーが表彰式、選手権フォトセッションまたは記者会見に FIM レースディレクションディレクターの承認なしに遅れるか欠席した参加しない場合。~~

4 レースディレクションは FIM スチュワードパネルに更なるペナルティーを提案することが出来る。

5. 21 の追記

5. 21 TDN&WTDN FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

~~8 大会からの離脱： 500 ユーロ~~

~~9 上位 3 チームの内の一つのチームが、表彰式または記者会見に競技監督の承認無しに遅れるか欠席した場合、当該ナショナルチームは最大 500 ユーロのペナルティーを科される。~~

5. 21 ビブ装着者に対するペナルティー

~~4 事項「マニョファクチャーチームマネージャー、FIM トライアルチームマネージャー、トライアル・デ・ナシオン及びアシスタンスに違反した場合、事項 5.21 に抵触することなく下記罰金が科される。~~

~~1回目： 100 ユーロ~~

~~2回目： 200 ユーロ~~

~~3回目： 500 ユーロ~~

1 重大な規則違反のあった場合、マニョファクチャーチーム及び/またはビブ装着者は、スポーツシーズンの一部または全てでこのビブの使用する権利を失う危険が伴う。

5. 22 イベント終了前の中止

- 1 レースディレクションが一つのカテゴリーの全てのライダーが終了する前に競技を中断する場合、下記に規定する手順にて停止前と可能な限り同じ状況でからレースを再開し、コース上にいるライダーには追加の持ち時間が加算される。停止時間は90分を超えてはならない。
- 2 レースが再開できない場合や当該カテゴリーのライダーがセクション数の半分を消化していない場合、当該カテゴリーの競技は無効と宣言される。国際審査団がこの時点以降に競技を停止した場合、競技結果は有効とされる。
- 3 大会の一時停止または中止の手順：
競技を中断する決定が出される。全チーフセクションオブザーバーに連絡され、時間、~~ピブナンバー~~、セクション、エンクロージャー、コリドーまたはコースにいる全ライダーの状況を記録する。全ライダーに競技監督から伝達された状況を伝える。その後、状況を競技監督に報告する。
- 4 競技が継続される場合、全ライダーが競技停止前と可能な限り同じ状況で再開する手順を取る。

5. 23 スコアシステム

- 1 スコアの記録は各セクションにおける電子スコアシステムで行われる。
- 2 ライダーには、FIM/プロモーター~~オーガナイザー~~からラップごとにバックアップ資料として使用される不溶材質でできたスコアカードが個々に供給される。
~~ライダーは、各セクションで自分のスコアカードにマークをつけてもらうことと、リザルト・オフィシャルが要請した場合にこれを提出することに関して責任を持つ。~~
- 3 ライダーのみがスコアシステムを持ち運ぶことが出来、スコアをオブザーバーによって記録してもらう責任を有する。
- 4 ライダーは、オフィシャルの要請によってスコアシステムを提示しなければならない場合がある。
- 5 パンチカードにミスがあった場合、すべての四角部分に孔が開けられ、正しいペナルティーを示す四角のみがそのままとされる。

- 6 ライダーは、パンチカードが自分のライダーナンバーと相応するものか確認しなければならない。次のラップについても同様とする。
- 7 スコアシステム及びパンチカードを紛失してはならず、良い状態に保ち、常に記載内容が読み取れる状態でなければならない。
- 8 ライダーのスコアシステム及び/またはパンチカードを紛失した場合、レースディレクションは“セクションミス”のペナルティーとするか判断する。
- 9 ~~全ライダーのスコアを示すバックアップ用のシートがセクションごとに記入される。このシートは、~~
ライダーが各ラップ最終セクション終了後速やかにタイムキーピング/リザルトマネージャーに提出されなければならない。
- ~~4 パンチカードが優先され、バックアップ用のスコアシートは、カードの読み込みやカード紛失に関する疑問が生じた場合のみ、または議論が生じた場合に用いられる。~~

~~5.24.1 パンチカード~~

- ~~1 ライダーは、自身のパンチカードに責任を持ち、以下を必ず順守しなければならない。~~
- ~~a) ライダーは、オーガナイザーからラップ毎にパンチカードを受け取る。~~
 - ~~b) 彼のみがパンチカードを持つことが出来る。~~
 - ~~c) カードにはいかなる変更も加えてはならず、自分自身の番号のカードであるかラップ数は間違っていないか確認しなければならない。~~
 - ~~d) 各セクションで確実にパンチされているか確認し、要求された場合、そのパンチカードを提示しなければならない。~~
 - ~~e) 紛失には十分気を付け、カードの良い状態を保ち、担当者に提出する際にはその内容が認識可能でなければならない。~~
- ~~2 パンチカードにミスがあった場合、すべての四角部分に孔が開けられ、正しいペナルティーを示す四角のみがそのままとされる。~~
- ~~3 パンチカードを紛失した場合、レースディレクションは、セクションでのペナルティーが明確に記録されているバックアップスコアシートを利用するか決定する。ペナルティーのない場合、レースディレクションは、事項5.18.2.3に従いセクションミスを適用し、ペナルティーポイントを加算する。~~

~~5.24.2 バックアップスコアシート~~

- ~~1 バックアップスコアシートは、各セクションで全ライダーの成績を記録する。~~
- ~~2 当該セクションをトライした全ライダーの成績に関する情報を含む。~~
- ~~3 各セクションにおいて、最終ライダーが最終ラップを終了した時点で速やかにリザルトマネージャーに提出されなければならない。~~

5.24 競技結果

- ~~1 トライアル GP の各大会の結果は、最終的にライダー及びマニュファクチャラーの順位付けの為にある。~~

- 1 各日のウィナーは、事項 5.17「ペナルティポイント」0529に基づくポイントが一番少なかったライダーとする。

- ~~3 各FIMトライアル世界選手権で最終順位15位以内のライダーには、下記ポイントスケールに基づいたポイントが割り当てられる：~~

1位 20ポイント	6位 10ポイント	11位 5ポイント
2位 17ポイント	7位 9ポイント	12位 4ポイント
3位 15ポイント	8位 8ポイント	13位 3ポイント
4位 13ポイント	9位 7ポイント	14位 2ポイント
5位 11ポイント	10位 6ポイント	15位 1ポイント

- 2 結果表には以下の情報が含まれていなければならない。

— ロゴ、FIM 選手権及びプライズの総称

— 異なる選手権ロゴ (TrialGP、Trial2 等)

~~— FIM、主催国協会 (FMNR)、オーガナイザー・モトクラブ、選手権ロゴ~~

— タイトル、会場名、開催日、主催国協会名、IMN (国際競技会) ナンバー、オーガナイザー/モトクラブ、大会のクラスまたはカテゴリー

— 順位、ゼッケン、氏名、国籍、所属国協会名、ライダーの使用したモーターサイクルマニュファクチャラー名、チーム名称 (ある場合)

— 成績

— レースディレクター名、競技監督名及びその署名、結果発表時刻

5. 24の追記

5. 24 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 3 3つの異なる順位付け（世界選手権、ウィメンズ世界選手権及びインターナショナルトロフィー）が確立される。チームの結果のみが発行される。
- 4 チームが1順位を得るためには、各チーム最低 2 名のライダーが完走しなければならない。
- 5 その他追加情報及びタイムペナルティー（全ライダー及びチームのもの）は、順位表にチームペナルティーとして記載される。
- 6 FIM トライアル・デ・ナシオン（世界戦選手権及びインターナショナルトロフィー）または~~FIM インターナショナルトロフィー~~の優勝チームは、事項 5.17 に明記されているポイント総数の少ないライダーによるチームで、各セクションにおける各チームの上位 2 名の成績が適用される。
- 7 チームが 3 名以下で競技を終了した場合、各セクションにおける不足スコアとして 5 ポイントが加算される。
- 8 2 名のライダーによるチームは、各ラップ、各セクションの全ての結果が適用される。
- 9 1 名のライダーのみが競技を終了した場合、または事項 2.10 に規定する状況、~~トライシなかった、体調不良またはその他状況等の場合、~~チームは最終順位に含まれない。

~~5. 25 WTDN-FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン~~

- ~~4.1 FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンの優勝チームは、順位を得たライダーが事項 5.18 に明記されているポイントをもっとも少なくい者で、各ラップ各セクションにおける各チーム上位 2 名の成績を考慮して定められる。1 名のみがレースを終了した場合、二人目の結果として各セクションで 5 ポイントが加算される。~~
- ~~4.2 結果表には以下の情報が含まれていなければならない。~~
 - ~~— FIM、主催国協会（FMNR）、オガナイザー、モトクラブ、選手権ロゴ~~
 - ~~— タイトル、会場名、開催日、主催国協会名、IMN（国際競技会）ナンバー、オガナイザー/モトクラブ、大会のクラスまたはカテゴリー~~

~~順位、ゼッケン、氏名、国籍、所属国協会名、ライダーの使用したモーター
サイクルマニユファクチャー名、チーム名称（ある場合）
成績
レースディレクター名、競技監督名及びその署名、結果発表時刻~~

5. 25 タイ

5. 25. 1 予選終了時点でのタイ

- 1 2名またはそれ以上のライダーが同数のペナルティー及び/または予選での時間が同じ場合、抽選で順位を決定する。
- 2 抽選で最も低い数字のライダーが優先される。

5. 25の追記

5. 25. 1 TDN&WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズ トライアル・デ・ナシオン

- 1 2名またはそれ以上のチームが同数のペナルティー及び/または予選での時間が同じ場合、抽選で順位を決定する。
- 2 抽選で最も低い数字のチームが優先される。

5. 25. 2 競技終了時点でのタイ

- 1 タイの場合、“クリーン”（0ポイント）の数が一番多いライダーをウィナーとする。それでもまだタイが存在する場合、1ポイントの数、2ポイントの数、3ポイントの数の順が考慮される。
- 2 それでもまだタイが存在する場合、当該クラスにおける予選順位が上位のライダーが勝者と見なされる。

5. 25の追記

5. 25. 2 TDN&WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズ トライアル・デ・ナシオン

- 3 タイの場合、チームの全ライダーのスコアが適用される。：“クリーン”（0ポイント）の数が一番多いチームをウィナーとする。それでもまだタイが存在する場合、1ポイントの数、2ポイントの数、3ポイントの数の順が考慮される。

- 4 それでもまだタイが存在する場合、当該クラスの予選で最も良い順位となったチームが勝者となる。

5. 25. 3 競技終了時点でのタイ

- 1 FIM トライアル世界選手権に含まれる各カテゴリーの最終順位は、最も良い成績の回数によって決定される。それでもタイが生じる場合、それは最終戦の一つのリザルト、あるいは最終戦の2つのリザルト等を考慮する。

~~3 それでもまだタイが存在する場合、二人のライダーは同順位となり、その順位に割り当てられる選手権ポイントが兩名に与えられる。すなわち、上記のあとで2名のライダーが2位になった場合、ポイントは下記のように割り当てられる：20、17、13、11点等~~

~~5. 26の追記~~

~~5. 26. 1 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン~~

- ~~4 タイの場合、チーム（全ライダー）の“クリーン”（0ポイント）の数が一番多いライダーをウイナーとする。それでもまだタイが存在する場合、1ポイントの数、2ポイントの数、3ポイントの数の順が考慮される。~~
- ~~5 それでもまだタイが存在する場合、チーム（全ライダー）の2ラップを秒まで計測し、短い時間で完了したチームが勝者と見なされる。チームのタイムは、最初に終了したライダーと最後に終了したライダーのタイムを加算した合計タイムとする。~~

5. 26 賞

- 1 FIM トライアル世界選手権の各カテゴリーに関して、最低でも各日の上位3名のライダーに賞が与えられる：賞はFIM スポーツコードに明記されている選手権及びカップに与えられる。

5. 26の追記

5. 26 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 2 各メンバー及び協会に賞が与えられ、それは世界選手権及びインターナショナルトロフィーの最低上位3チームに与えられる。賞はFIM スポーツコードに明記されている選手権に与えられる。

5. 27 競技結果に対するポイント

- 1 各FIMトリアル世界選手権で最終順位15位以内のライダーには、下記ポイントスケールに基づいたポイントが割り当てられる：

1位	20ポイント	6位	10ポイント	11位	5ポイント
2位	17ポイント	7位	9ポイント	12位	4ポイント
3位	15ポイント	8位	8ポイント	13位	3ポイント
4位	13ポイント	9位	7ポイント	14位	2ポイント
5位	11ポイント	10位	6ポイント	15位	1ポイント

5. 28 最終選手権順位

- 1 各大会の競技結果は、ライダー及びマニファクチャラーの最終選手権順位のために設定される。
- 2 与えられたポイントの合算が最終順位に考慮される。
- 3 最も高得点のライダーが勝者とされ、以下続く。

5. 29 表彰式および一般向けインタビュー

- 1 表彰式は、最後のライダーが到着してから15分以内に行われる。上位3位に入ったライダーと、競技監督が招待したその他のライダーが、表彰式の直後に行われる場合、短い一般向けインタビューに出席する。

~~2 ライダーが表彰式典、または記者会見を競技監督の事前了解なしに欠席あるいは遅れた場合、罰則が科される。~~

- 2 表彰式または記者会見に参加するライダーは、事項 2.10「ライダーの行動及び援助」を順守しなければならない。違反した場合、事項 5.20に明記された金銭ペナルティーの対象となる。

5. 29の追記

5. 29 TDN&WTDN-FIM トリアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトリアル・デ・ナシオン

- 3 表彰式は、最終チームが到着してから15分以内に行われる。上位3位に入ったライダーと、競技監督が招待したその他のチームが、表彰式の直後に行われる場合、短い一般向けインタビューに出席しなければならない。

- 4 上位 3 チームの内の 1 チームが競技監督への事前承認無しに表彰式典、または記者会見欠席あるいは遅れた場合、事項 5.20 に明記された**金銭**ペナルティーが科される。

5. 30 抗議及び控訴

- 1 抗議は、FIM 規律および裁定規則、および大会特別規則に基づいて提出される。660 ユーロまたは地元の通貨（交換可能な）で同額が添えて提出されるが、抗議が正当だと証明された場合には返却される。
- 2 抗議は、競技監督及び FIM レースディレクターが署名したリザルトが公表されてから 30 分以内に提出されなくてはならない。
- 3 ライダー、チームまたはエントリーしたモーターサイクルの資格に関する抗議は大会の最初のライダーがスタートする前に提出されなければならない。
- 4 レースディレクションの裁定に対する上訴は FIM スチュワードパネル~~国際審査団~~に提出される。この上訴には 660 ユーロ及び書面でレースディレクションの裁定が通告されてから 30 分以内に行われなければならない。
- 5 FIM スチュワードパネル~~国際審査団~~の裁定に対する控訴は、CDI（国際規律法廷）に提出される。この控訴は FIM スチュワードの決定通告後 5 日以内に行われなければならない。（保証金は 1320 ユーロ）

大会特別規則

- FIM トライアル世界選手権 (TrialGP/Trial2)
- FIM ウィメンズトライアル世界選手権(TrialGP Women/Trial2 Women)
- FIM トライアルカップ 125 cc(Trial 125)
- FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

公示

_____クラブ及び選手権プロモーターである Sport 7 は_____協会を代表し、上記で選択した選手権を開催する。

大会は FIM スポーツコード及び関連規定並びに FIM コード及び規定に準拠して開催される。本大会特別規則並びに最終指導要綱はレースディレクション及び FIM スチュワードパネルにより承認されている。

大会は _____ 月 _____ 日に _____ (会場名/国名) で開催される。

IMN: _____

会場アクセス

至近空港: _____ 距離 (Km): _____
高速: _____ 出口: _____
国道: _____
至近の町: _____ 距離 (Km): _____

選手権プロモーター:

名称: Sport 7

所在地: 3 The Old Court House – Tenterden Street – Bury – BL9 0AL – UK

電話番号: +44 161 705 2280

e-mail: office@trialgp.com

web site: www.trialgp.com

地元主催者

名称: _____

所在地: _____

電話番号: _____

e-mail: _____

web site: _____

宿泊サービス

所在地: _____

電話番号: _____

e-mail: _____

1. エントリー

個人及びチームエントリーは公式エントリーシステム www.trialgp-registration.com を使用して行われなければならない。

全ての個人エントリーは大会の 15 日前までに受領されていなければならない。

____月 ____日まで

全てのチームエントリーは大会の 30 日前までに受領されていなければならない。

____月 ____日まで

2. 受付及び車検

本大会はクローズドサーキットにて開催される: ハイ イイエ

受付及び車検は FIM トライアル規則及びタイムテーブルに準拠して行われる。

2 日間に亘る競技会の場合、第 2 車検が各ライダーのスタート前に行われる。

受付において、クローズドサーキットで大会が開催される場合を除き、全ライダーは車両情報を含む全ての受付書類を提出しなければならない。ライダーはトライアル規則事項 2.2「エントリーの受理」に準拠し書類に署名しなければならない。

3. スタート順

予選におけるスタート順は各クラス抽選で決定される。

競技におけるスタート順は各ライダーの予選結果による。

スタート時間はタイムテーブルに明記される。(大会特別規則に付録)

4. コース及び時間

コースは、15 セクション×2 ラップとする。

選手権名称： _____

コース： コースの全長 _____ km

その他選手権名称： _____

コース： コースの全長 _____ km

5. パドック/ブラクティス

パドック/ブラクティスのオープン時間は大会のタイムテーブルによる。(大会特別規則に付録)

6. 大会本部及びミーティング

大会の公式本部は Sport 7 本部とする。

ミーティングの開催時間はタイムテーブルに明記される。(大会特別規則に付録)

7. タイムテーブル

大会のタイムテーブルは本大会特別規則に付録される。このタイムテーブルは大会の 7 日前まで変更される場合がある。最新のタイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に掲示される。

8. 追加の情報

- 大会以外のトライアルプロモーション・活動がある。
- 本大会特別規則に所在地及び費用を含んだ宿泊情報が含まれる。
- 大会会場への主要アクセス道路地図及びパドック位置詳細図が含まれる。

9. オフィシャル

FIM スチュワード _____ FIM ライセンス _____

FMNR スチュワード _____ FIM ライセンス _____

FIM レースディレクター _____ FIM ライセンス _____

FMNR 競技監督 _____ FIM ライセンス _____

FIM スーパーライセンス _____

FIM CTRS _____ FIM ライセンス _____

FIM ウィメン CTRS _____ FIM ライセンス _____

FIM テクニカル代表 _____ FIM ライセンス _____
FMNR 車検長 _____ FIM ライセンス _____
環境スチュワード _____ FIM ライセンス _____

タイムスケジュール例

タイムテーブル例1：ヨーロッパにおける大会

1日に予定されているタイムテーブルは大会の7日前までに変更となる場合がある。
最新のタイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に掲示される。

木曜日	16:00	*Trial GP プレミーティング
金曜日	09:00-11:00	パドックA解放
	11:00-15:00	パドックB解放
	14:00-15:00	ライダーズブリーフィング
	15:00	ライダーセクション下見 開始
	16:00	*Trial GP ミーティング 1
	17:00	**チーフオブザバーミーブリーフィング
土曜日	08:00-08:30	受付及び車検： Trial 125
	08:30-10:00	Trial 2
	10:00-11:00	Trial GP
	11:00	ライダーセクション下見 終了
	11:00-13:00	プラクティス/予選のためのオープンプラクティス
	12:00	**チーフオブザバーブリーフィング
	15:00-16:30	予選
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 2
日曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート (第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3

* Trial GP プレミーティングは、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルによるミーティングとする。ライダー及びチームは招聘された場合にのみ参加。

** チーフオブザバーブリーフィングは、チーフオブザバー、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルが参加する。

— その他活動：適切な時間に追加される。

タイムテーブル例：ヨーロッパ以外における大会

水曜日	16:00	*Trial GP プレミーティング
木曜日	09:00-11:00	パドックA解放
	11:00-15:00	パドックB解放
	12:00-13:00	ライダーズブリーフィング
	13:00-15:00	非公式プラクティス
	15:00	ライダーセクション下見 開始
	16:00	*Trial GP ミーティング 1
金曜日	09:00-09:30	受付及び車検： Trial 125
	09:30-10:30	Trial 2
	10:30-11:00	Trial GP
	11:00	ライダーセクション下見 終了
	11:00-13:00	プラクティス/予選のためのオープンプラクティス
	12:00	***チーフオブザーバーブリーフィング
	15:00-16:30	予選
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 2
土曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート (第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3
日曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート (第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3

* Trial GP プレミーティングは、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルによるミーティングとする。ライダー及びチームは招聘された場合にのみ参加。

*** チーフオブザーバーブリーフィングは、チーフオブザーバー、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルが参加する。

— その他活動：適切な時間に追加される。